

# 令和2年度 第1回杉並区外部評価委員会 次第

令和2年8月 27 日(木)午後2時 30 分～  
杉並区役所中棟4階 第1委員会室

- 1 委員委嘱
- 2 委員挨拶
- 3 会長選出・職務代理者指名
- 4 区側出席者紹介
- 5 報 告
  - (1) 平成 30 年度外部評価に対する対処結果について
  - (2) 令和2年度行政評価の取組について
- 6 議 事
  - (1) 令和2年度外部評価の進め方について
- 7 そ の 他

## 資料

- ・資料 1 委員名簿
- ・資料 2 事務局名簿
- ・資料 3 杉並区外部評価委員会条例
- ・資料 4 諮問書(案)
- ・資料 5 平成 30 年度外部評価に対する所管の対処結果
- ・資料 6 令和2年度行政評価の取組について
- ・資料 7 事務事業評価表、施策評価表見本
- ・資料 8 事務事業評価の概要
- ・資料 9 令和2年度外部評価の進め方について(案)
- ・資料 10 評価対象施策等一覧

## 令和2年度 杉並区外部評価委員会 委員名簿

(第10期 : R2.8.27 現在)

氏 名	所 属
いわした ひろみ 岩 下 廣 美	公認会計士 公認会計士杉並監査団理事 ISACA (情報システムコントロール協会) 東京支部基準委員会委員
おく まみ 奥 真 美	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授 総務省「官民競争入札等監理委員会」専門委員
たかやま えりこ 高 山 恵 理 子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
た ぶち ゆき こ 田 渕 雪 子	行政経営コンサルタント 総務省 政策評価審議会委員 総務省の政策評価に関する有識者会議委員
やま もと きよし 山 本 清	鎌倉女子大学学術研究所教授 東京大学名誉教授 財務省政策評価懇談会委員 国土交通省政策評価会委員 国立国会図書館契約等監視委員会委員

五十音順・敬称略

## 令和2年度 杉並区外部評価委員会 事務局名簿

政策経営部長	関 谷 隆
総務部長	白 垣 学
情報・行革担当部長	喜多川 和 美
政策経営部企画課長	山 田 隆 史
政策経営部行政管理担当課長	石 河 内 賢
政策経営部財政課長	中 辻 司
総務部総務課長	寺 井 茂 樹
総務部人事課長	林 田 信 人
総務部経理課長	高 林 典 生
政策経営部企画課企画調整担当係長	伏 田 恵
政策経営部企画課企画調整担当係長	門 倉 友 恵
政策経営部企画課企画調整担当係長	富 田 良
総務部経理課契約統括担当係長	岡 田 良 隆

## 杉並区外部評価委員会条例

平成26年3月18日  
条例第3号

## (設置)

第1条 杉並区(以下「区」という。)における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附属機関として、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

## (組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

## (委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

## (委員の除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

## (委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

杉並区子ども・子育て会議	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円
--------------	------------------------------

」

」

「

杉並区子ども・子育て会議	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円
杉並区外部評価委員会	会長日額 23,000円 委員日額 20,500円

に改める。

」

案

2杉並第 号  
令和2年8月 日

杉並区外部評価委員会  
会長 様

杉並区長 田中 良

諮 問 書

区における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、貴委員会のご意見を承りたく、諮問します。

## 平成30年度外部評価に対する所管の対処結果

### ■ 施策評価 (5施策)

No.	施策名	担当課	頁
1	災害に強い防災まちづくり	市街地整備課	1
9	持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり	環境課	4
12	地域医療体制の充実	健康推進課	8
15	要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	高齢者施策課	11
21	子育てセーフティネットの充実	子育て支援課 (子ども家庭部管理課)	14

### ■ 施策を構成しない事務事業 (4事業)

No.	事務事業名	担当課	頁
21	職員の健康管理	人事課	17
27	土地開発公社の事業支援	経理課	19
335	国民年金事務	国保年金課	21
413	屋外広告物許可・取締	土木管理課	23

### ■ 財団等経営評価

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	26
---------------------	----

〈施策評価〉

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

**施策 1 災害に強い防災まちづくり**

<p>施策目標 (令和3年度の姿)</p>	<p>○区内の建築物の耐震化は大きく改善され、また、災害時に避難・救護の拠点となる震災救援所(区立小中学校)周辺などの不燃化や木造密集地域の不燃化対策が進み、倒れにくく燃えにくいまちづくりが進んでいます。</p> <p>○総合治水対策として、東京都の河川改修事業とともに、雨水貯留や雨水浸透などの雨水流出抑制対策が進んでいます。</p>
---------------------------	--

		H29年度目標	H29年度実績	目標値(R3年度)
成果指標	区内建築物の耐震化率	92%	86.8%	96%
	木造密集地域の不燃化率(阿佐谷南・高円寺南地区)	62%	58.3%	70%
	雨水流出抑制対策施設の整備率	52%	53.8%	60%

**【所管による自己評価】**

<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)</p>	<p>建築物の耐震化については、木造住宅密集地域において、町会・自治会の回覧板等で助成制度等の周知に努めるとともに、特定緊急輸送道路沿道建築物の戸別訪問を実施しました。こうした継続的な取組や建替等により、区内建築物の耐震化率は着実に向上しています。</p> <p>また、防災・減災に関する区民の理解を深めるため、防災まちづくりフェアやすぎなみフェスタで地震被害シミュレーション結果をパネル展示し、約500名の来場者に好評を得ました。</p> <p>建築物の不燃化については、戸別訪問や地元相談会を開催するなど、助成制度の周知を図ったことにより、建替え助成件数が増加し、着実に不燃化が進みました。</p> <p>橋梁は、長寿命化のための修繕や耐震補強工事等を実施し、実行計画の年度目標値を達成しました。今後も「橋梁白書」に基づき、長寿命化修繕や耐震補強を着実に実施し、定期点検結果などを踏まえ、適切に対応していく必要があります。</p> <p>雨水流出抑制対策は、公共施設はもとより民間施設への対策施設の設置指導に併せ、個人住宅等への雨水浸透施設設置助成を実施するなど、官民一体となった取組を行いました。また、豪雨時の水防活動や水防情報システムの計画的な改修をはじめ、水害多発地域対策に取り組むなど、区民の安全確保と水害に強いまちづくりを推進しました。</p>
今後の施策の方向	<p style="text-align: center;">○ 拡充    ○ サービス増    ● 現状維持    ○ 効率化    ○ 縮小・統廃合</p>
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>建築物の耐震化については、引き続き戸別訪問や防災イベントなどを通して、耐震化の重要性や支援・助成制度の普及啓発を積極的に実施します。さらに、熊本地震の被害状況などを踏まえ、新耐震基準の建築物で一定の要件を満たす木造住宅を耐震改修等助成対象に加え、建築物の耐震化を促進していきます。また、地震被害シミュレーション結果や、地震被害想定ARアプリなどを効果的に活用し、区民の防災・減災意識の更なる向上を図り、災害に強い防災まちづくりにつなげていきます。</p> <p>建築物の不燃化については、地震被害シミュレーションの結果を踏まえ、延焼の被害想定が大きい地域を対象に、建築物不燃化助成の対象区域を拡大するとともに、今後も、建築物の不燃化助成や不燃化特区の助成制度の周知・活用の促進に積極的に取り組みます。</p> <p>橋梁については、災害時における道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するため、今後も長寿命化修繕や耐震補強を計画的に進めます。</p> <p>水害対策については、近年頻発する集中豪雨に対し、水防体制の充実や雨水流出抑制対策、水害多発地域対策などの推進をはじめ、東京都との連携・協力を強化して河川・下水道整備の早期整備を図るなど、総合治水対策を促進していきます。</p>



## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>○総合評価において、建築物の耐震化・不燃化は着実に推進しているとの評価となっているが、計画値(目標値)に対する実績値が未達成となっている。そのため、今後に向けてその原因の総括の記載が必要と思われる。</p> <p>○また、耐震化の推進に向けては、ターゲットを絞り、重点的な周知活動を促進すべきと思われる。</p> <p>○計画(目標値)の達成に向けて、耐震化率等の進捗が進んでいる自治体と比較できるベンチマーキングを導入するなど、区民にわかりやすい取組が必要と思われる。</p>
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法などについての評価	<p>○整理番号386について、方南一丁目地区を全戸訪問したとの記述があるが、事実とは異なることから、正確な記載を心がけるべきと思われる。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>○整理番号439の水防態勢の回数について、計画値がゼロとなっているが、実績が毎年見込まれるため、現実的な計画値を入れるべきと思われる。</p> <p>○整理番号429の雨水樹清掃についての計画値がコストの高騰により予算内では達成できない数値であるため、現実的な計画値を設定すべきと思われる。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p><b>【施策内容への評価】</b></p> <p>○建築物の耐震化・不燃化については、計画値(目標値)に対する実績値が未達となっているものの、24年度から29年度までに、耐震化率は80.1%から86.8%、不燃化率(阿佐谷南・高円寺南地区)は53.1%から58.3%と着実に向上しています。今後、計画値(目標値)の達成に向け、防災・減災に関心が低い区民等に対し、震災を自分事として捉えてもらうことが課題と考えており、地震被害シミュレーション結果などを活用し、減災対策の重要性について積極的に啓発を行うとともに、合わせて助成制度の周知を図っていきます。ご指摘のとおり、評価表はこれらについて十分な内容となっていないことから、ご指摘の内容を参考に評価してまいります。</p> <p>○耐震化の推進に向けては、木造住宅密集地域及び緊急道路障害物除去路線沿道の旧耐震基準の建築物を抽出し、不燃化促進事業とも連携して戸別訪問を行い、重点的に助成制度の周知を行います。</p> <p>○また、耐震化率等のさらなる向上を図るため、他自治体の先進的な取組の調査・分析や、現施策と比較するなど、区民の理解促進を図り、目標達成に向け取り組みます。</p> <p><b>【評価表の記入方法などについての評価】</b></p> <p>○整備番号386の方南一丁目地区における戸別訪問の取組については、これまで平成27年度から2ヶ年をかけて全戸訪問を行い、更に平成29年度には全戸数の約70%を占める木造住宅のみを対象に再度戸別訪問を行い制度周知に努めました。今後は取組内容を正確に記載していくように注意してまいります。</p> <p><b>【施策を構成する事務事業についての意見】</b></p> <p>○整理番号439の水防態勢の回数については、気象状況により変動することを踏まえ、過去3カ年の実績に基づき計画値を算出することとします。</p> <p>○整理番号429の雨水樹の清掃は、単に樹内の泥の浚渫に留まらず、清掃に合わせて老朽化した樹蓋の交換や雨水樹の排水機能を点検しており、車両や歩行者の樹蓋破損による事故を防ぎ、排水機能の低減による浸水被害の軽減には、3年に1回の雨水樹清掃は必要であると考えます。このため、契約方法の見直しなどにより雨水樹一カ所当たりの清掃コストを削減し、清掃箇所数の増加を目指します。</p>
------	--

## 【所管課の対応結果(令和元年度実施結果)】

対応結果	<p>○建築物の耐震化については、杉並区耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化を計画的・総合的に進めています。令和元年度の耐震化率が90.9%、予算執行率が91.1%を達成しており、着実に耐震化を促進しています。</p> <p>○杉並区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、特に重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、旧耐震基準建築物の所有者に対し戸別訪問やポスティング等に取り組んでいます。</p> <p>○近隣区における耐震化に関する取組の調査や、国土交通省から情報提供された他自治体の普及啓発内容を検討し、耐震化に関するDVDを作成、学校や自治会等への説明を準備しています。</p> <p>○整理番号439の水防態勢の回数については、気象状況により変動することを踏まえ、過去3カ年の実績に基づき計画値を算出することとしました。</p>
------	--

〈施策評価〉

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

**施策 9 持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり**

施策目標 (令和3年度の姿)	○各家庭や事業所、公共施設等において再生可能エネルギーの導入が進み、杉並産エネルギーが拡大するとともに、一層の省エネ・低炭素化の取組が定着し、災害に強く快適で環境にやさしい住宅都市づくりが進んでいます。 ○生活環境の改善に向けた様々な取組が各地域で活発に展開されるとともに、環境に対する区民の意識が向上しています。 ○区立学校での環境教育をはじめ、あらゆる機会を利用した環境学習が多く開催され、児童・生徒を含む多くの区民が環境についての理解を深めています。
-------------------	--

		H29年度目標	H29年度実績	目標値(R3年度)
成果指標	区内の年間二酸化炭素排出量比率(平成17年度比)	97.6%	94.5%	96.2%
	区内太陽光発電による発電量	1,760万kWh	1,804万kWh	2,280万kWh
	環境に配慮した取組を行っている区民の割合	95.0%	82.0%	100%

**【所管による自己評価】**

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	低炭素化推進機器の設置助成は、平成29年度から新たに建築物の断熱・遮熱化等のために高日射反射率塗装と窓断熱改修を助成メニューに加えました。併せて電気自動車用充電設備設置助成や本庁舎の照明設備のLED化工事を継続するとともに、震災救済所(区立小中学校等)34施設への太陽光発電システムの設置を行い、温暖化対策を推進しました。こういった取組も一因となり温暖化を図る指標である区内の二酸化炭素排出量比率は低下傾向が続いています。 環境学習については、燃料電池自動車を活用し、区内の自動車学校との連携事業や区のイベント出展などにより、クリーンエネルギーの普及啓発を行いました。また、区立学校14校の児童・生徒が身近な河川や森林の生き物調査、エネルギーの取組などについての学習成果を共有する「小中学生環境サミット」を開催し、参加校には環境学習コーディネーター等の派遣による学習支援を行いました。 路上喫煙対策に関しては、職員、民間警備会社、シルバー人材センターの三者の連携による指導体制や、イベント等を通じた啓発活動により、喫煙マナーは確実に醸成されています。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	区のエネルギー政策は、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出抑制と一体的に取り組む必要があります。そのため、平成30年度改定の杉並区環境基本計画において、エネルギー政策を計画の一部に位置付け、創エネと省エネを引き続き推進していきます。 また、若い世代には、マイバッグの利用促進や小中学生環境サミットの活動が、環境問題を意識する良いきっかけとなっています。併せて環境活動推進センターで実施する学習機会の提供や燃料電池自動車を活用した環境学習等、様々な普及啓発事業を実施し、区民の環境意識の向上を図ります。 環境美化の取組については、歩きたばこや吸殻のポイ捨てを更に抑制するため、路上喫煙マナーの啓発活動を継続するとともに、適切な管理が行われていない土地又は建築物の所有者等に対しては、改善に向けた助言や指導を粘り強く行っていきます。 自然環境調査と河川生物調査については、概ね5年ごとに実施し、専門家からも高く評価されています。そのため動植物の生息分布を把握するとともに、生物多様性を確保するための指針となるよう、調査結果を分かりやすく区民に公表します。

## 【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>○施策の総合評価においては、事業の取り組み状況と実績に関する記述に加えて、今後に向けた課題を明らかにすることなくしては、さらなる改善につながらないことから、いかなる課題が認識されているのかに関する記述も求められる。</p> <p>○たとえば、平成17年度比でみると区内の二酸化炭素排出量の割合は減少傾向にあるのは良いが、区が掲げる省エネ・創エネ・畜エネに照らして評価した場合の進捗はどのような状況であるのか、さらなる推進にはいかなる課題の解決が求められるのかといった分析が欲しい。</p> <p>○また、個別の事業実績の記述にとどまらず、3つの施策目標に即した評価が本来は必要なのではないか。そうすると、たとえば二つ目と三つ目の施策目標に関わる内容として、区内の環境団体や事業者による活動状況であったり、区立学校での環境教育プログラムの実施状況であったりに関する情報と評価が欲しいところである。</p> <p>○二つ目の施策目標に係る内容として路上喫煙対策についての記載があり、「啓発活動により、喫煙マナーは確実に醸成されています」との評価がなされている。喫煙をめぐっては平成30年4月からの「東京と子どもを受動喫煙から守る条例」の施行、6月からの「東京都受動喫煙防止条例」の成立、さらには7月の「健康増進法の一部を改正する法律」の成立があったことを受けて、区として受動喫煙対策に今後どのように取り組んでいこうとしているのかの記述がいっさいない。施策を取り巻く環境の変化とそれを受けての改善・見直しの方向性がタイムリーかつ適切に示される必要がある。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p style="text-align: center;">○ 拡充            ● サービス増            ○ 現状維持            ○ 効率化            ○ 縮小・統廃合</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>○施策目標ごとにその進捗状況を把握するうえで適切な活動指標ならびに成果指標を位置付けることが求められるが、必ずしもそのようになっていなかったり、指標を欠いている場合がある。たとえば、一つ目の施策目標に係る指標として二酸化炭素排出量比率を挙げているが、これのみでは排出係数の変動に左右されてしまうことから、これに加えて再エネ導入量/率や省エネ割合といった指標を位置付けていくことが望ましいと思われる。また、三つ目の施策目標については、活動指標を欠いている。</p> <p>○各事務事業についても同様に、活動内容に応じた適切な指標が示されているとは思えない、もしくはなぜ現行の指標となっているのかの理解が難しいものが多くみられた(整理番号464、465、467、468、469、470)。</p> <p>○事務事業の対象の記載方法が、事務事業間で統一性を欠いており、対象の範囲を正確に認識することが難しくなっている(整理番号464、465、466、467)。</p>
<p>施策を構成する事務事業についての意見</p>	<p>○整理番号464の「環境保全の普及啓発」については、「今後の予測と方向性」および「評価と課題」の記述が表面的であり、環境・社会を取り巻く状況の変化をどのように見通すのか、そして、外的要因のみならず、区の特性を踏まえて今後どのような姿勢で臨んでいくのかというビジョンが求められる。</p> <p>○整理番号465の「杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進」については、目標値は全ての低炭素化推進機器への助成件数で定められている一方、実績値には太陽光発電システムへの助成件数しか入っておらず、実績値の集計対象を目標値と同一とする必要がある。、「今後の予測と方向性」および「評価と課題」においては、区の特性を踏まえた分析と見通しが欲しい。</p> <p>○整理番号466「環境配慮行動の推進」については、計画(目標値)と実績が大きく乖離している要因が分かるような記述が求められる。</p> <p>○整理番号469の「公害等防止」については、活動指標のひとつが「立入調査・指導・届出受理件数」となっており、異なる性質の行為を一括りの指標としてしまっている。「立入調査・指導」と「届出受理件数」とは分けて整理したほうが良い。</p> <p>○整理番号470の「大気や河川水質などの環境実態調査」については、成果指標として騒音環境基準達成率のみが掲げられているが、大気環境基準も位置付けるべきではないか。</p> <p>○整理番号471の「自然環境の保全」については、対象が自然環境保全に関心のある区民、団体などとなっているが、むしろ関心のない人々にいかに関心をもってもらうかが重要であると思われる。また、生物多様性への理解と認識が重要であり、環境省・生物多様性センターで蓄積・公表されている生物多様性情報の活用と連携も視野に入れて今後の展開を図っていくと良いのではないかと。</p> <p>○整理番号483の「環境活動推進センター等の事業運営」については、箱物の維持管理とその中での活動の両方が含まれており、区の役割と委託先との関係性が評価表からは分かり難くなってしまっている。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>(1) 施策内容への評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗状況がわかるような評価や課題解決に向けた分析について検討します。また、環境学習の支援学校数など、施策目標に対応した適切でわかりやすい指標の追加を検討します。</li> <li>・受動喫煙対策の進展による屋外での喫煙対策として、路上禁煙地区などでの受動喫煙に配慮した公衆喫煙所の整備、改修などを検討していきます。</li> </ul> <p>(2) 「評価表の記入方法等」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施策目標ごとの成果指標について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成果指標については、ご指摘を踏まえて、導入率や省エネ割合などの数値化が可能かどうかも含め、適切な指標を検討します。</li> </ul> </li> <li>○ 各事務事業の活動指標について(整理番号「465」、「469」については、(3)で記載のとおり)             <ul style="list-style-type: none"> <li>【整理番号464「環境保全の普及啓発」】 当該事業は環境清掃審議会関連及び環境白書等に係る事務事業であり、その行政の活動量である「活動指標」としては概ね合致した指標と考えますが、事務事業名が活動内容と合っていないと思われるため、今後見直しを検討いたします。</li> <li>【整理番号467「安全美化条例に基づく生活環境の改善」】 近年問題となっている管理不良な建築物・空き地等の解決については、案件ごとに状況が異なるため、件数のみを指標としても活動量や成果が見えにくいと考えており、指標に採用していませんが「評価と課題」の中で進捗を分析していきます。</li> <li>【整理番号468「カラス・ねずみ・蜂類の駆除相談」】 人へ危害を加える恐れのある繁殖期のカラスの巣の撤去や活動期のスズメバチの巣の駆除は、区民生活に直接影響を及ぼす可能性が高く、加えて設定できる成果指標、活動指標がそれぞれ2項目までであることから新たな指標と入れ替えるのではなく、引き続き相談や撤去・駆除の指標を活用したいと考えています。</li> <li>【整理番号470「大気や河川水質などの環境実態調査」】 当該事業の活動指標である「調査分野数」について、活動量をより適切に示せるような指標に見直します。(「大気環境基準」の指標化については、(3)で記載のとおり)</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 施策を構成する事務事業についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【整理番号464「環境保全の普及啓発」】 ご指摘のとおり、社会情勢の変化や国等の動向を踏まえ、杉並区として今後どのようなことを行っていくかという視点で、より明確に、具体的に評価を行っていくよう努めます。</li> <li>【整理番号465「杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進」】 現在は、目標値と実績値の集計対象が異なっているため、対象を同一にし、より適切な指標とします。また、区の特性を踏まえた分析と見直しを含めて記載するよう努めます。</li> <li>【整理番号466「環境配慮行動の推進」】 平成30年度の実行計画改定の際に計画(目標値)の集計対象を見直したことにより、今後は、事務事業評価の指標も見直すため、このような乖離は発生しないよう改善しました。</li> <li>【整理番号469「公害等防止」】 ご指摘を踏まえ、「立入調査・指導」と「届出受理件数」とを分けて整理する方向で検討します。</li> <li>【整理番号470「大気や河川水質などの環境実態調査」】 大気環境基準も位置付けるべきとの意見については、現在、光化学オキシダントを除き大気環境基準を達成していること、また、設定できる指標が2項目までのため、より達成率の低い騒音の環境基準を成果指標の一つとしています。引き続き大気汚染物質についても環境測定を実施し、監視していきます。</li> <li>【整理番号471「自然環境の保全」】 ご指摘のとおり、自然環境の保全に関心の少ない区民への意識啓発が重要であり、これまでも幅広い区民に対して生物多様性に対する理解や関心を高めてきました。対象者の表記については、見直しを行います。環境省など他機関との連携やデータの活用については、今後の課題と捉えています。</li> <li>【整理番号483「環境活動推進センター等の事業運営」】 事務事業にはセンターが運営する事業と、センターそのものの運営が混在して評価もわかりにくくなっています。今後は区の役割と受託団体の活動を整理して分かりやすい評価に努めます。</li> </ul>
------	---

## 【所管課の対応結果(令和元年度実施結果)】

対応結果

### (1) 施策内容への評価

・区が掲げる省エネ・創エネに関する進捗状況がわかるような評価や課題解決に向けた分析の定量化が可能かどうかを含め、指標の見直しのタイミングとなる総合計画の改定時に向けて検討します。また、施策目標に対応した適切で分かりやすい指標として環境学習の支援学校数を活動指標に追加しました。

・屋外の喫煙対策として東京都の補助制度を活用し、受動喫煙に配慮したパーテーション型の公衆喫煙場所として駅前広場、公園、集会施設及びスポーツ施設の計14か所を整備し、その旨を記載しました。

### (2) 「評価表の記入方法等」について

・成果指標について、導入率や省エネ割合などの数値化が可能かどうかを含め、総合計画の改定時に向けて検討します。

#### ○各事務事業の活動指標について

##### 【整理番号464】「環境保全の普及啓発」

令和2年度より、活動内容に合った事務事業名(環境清掃審議会の運営等)に変更しました。

##### 【整理番号467】「安全美化条例に基づく生活環境の改善」

管理不良な建築物・空き地等の解決について、「評価と課題」の中で、進捗の分析に努めました。

##### 【整理番号468】「カラス・ねずみ・蜂類の駆除相談」

対応方針のとおり、指標の変更は行っておりませんが、事業の取組状況等について分かりやすい記載に努めました。

##### 【整理番号470】「大気や河川水質などの環境実態調査」

・当該事業の活動指標については、活動量をより適切に示せるよう、令和元年度作成時から「延べ調査地点数」のみとしました。

### (3) 施策を構成する事務事業についての意見

##### 【整理番号464】「環境保全の普及啓発」

対応方針のとおり、事務事業の内容に合った今後の予測、評価と課題について、より明確、具体的に評価を行うよう努めました。

##### 【整理番号465】「杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進」

対応方針のとおり、計画(目標値)と実績の集計対象を同一(「低炭素化推進機器等導入助成件数」)にし、より適切な指標にしました。また、区の特性を踏まえた分析と見直しを含めて記載するよう努めました。

##### 【整理番号466】「環境配慮行動の推進」

対応方針のとおり、事務事業評価の活動指標を見直しました。

##### 【整理番号469】「公害等防止」

対応方針のとおり、令和元年度作成時から活動指標を「立入調査指導数」に変更しました。

##### 【整理番号470】「大気や河川水質などの環境実態調査」

対応方針のとおり、成果指標の変更は行っておりませんが、令和元年度も騒音・大気汚染物質とも環境測定を実施し、監視を実施しています。

##### 【整理番号471】「自然環境の保全」

対応方針のとおり、対象者の標記を幅広く捉え「区民、環境団体」に変更しました。また、他機関との連携やデータの活用については、今後の課題として研究していきます。

##### 【整理番号483】「環境活動推進センター等の事業運営」

対応方針のとおり、活動内容の記載を見直し、区の役割と受託団体の活動について分かりやすい評価に努めました。

〈施策評価〉

目標4 健康長寿と支えあいのまち

**施策 12 地域医療体制の充実**

<p>施策目標 (令和3年度の姿)</p>	<p>○夜間・休日においても安心して診療を受けられる体制が確保されているとともに、地域の医療機関の連携が強化され、災害時や新たな感染症発生時の医療体制も整備されています。 ○緊急時に、傷病者に対して迅速・正確に応急手当のできる区民が増え、地域における初期救急対応力が向上するとともに、感染症の予防策の区民への周知が図られています。 ○高齢者等が在宅で医療・介護を受ける体制が充実し、在宅で安心して生活することができています。</p>
---------------------------	--

		H29年度目標	H29年度実績	目標値(R3年度)
成果指標	救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	75.0%	74.9%	80%
	救急協力員(すぎなみ区民レスキュー)登録者数	3,200人	3,043人	4,000人
	要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	75%	73.4%	80%

**【所管による自己評価】**

<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)</p>	<p>区の救急医療体制については、休日夜間の急病診療所やAEDの充実により区民の安心感が高まっています。特に小児急病医療では、新たに診療協力医療機関を1病院加え、充実を図りました。一方で、急病時の医療機関情報は、急病医療情報センターと東京都医療機関案内サービスが、それぞれ役割分担して提供しています。 災害時医療体制については、3年を目標に進めてきた区内災害拠点病院等での緊急医療救護所設置訓練が一巡したことで、各医療機関における体制の充実が図られました。 在宅医療体制については、在宅医療相談調整窓口の区民への周知が進むとともに、これまで高齢者を中心とした相談者を、障害者、小児などにも対象を広げたことにより、ますます重要性が増しています。平成27年度から「医療と介護の連携」を目的に始まった「在宅医療地域ケア会議」も回数を重ね、医療、介護双方の関係者間の連携と課題共有に大きな役割を果たしています。 新型コロナウイルスを含む感染症予防対策については、感染症の早期発見に努めるとともに発生時の迅速な対応ができるよう、平時においても各部署との情報共有と連携に努めています。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充      <input type="radio"/> サービス増      <input checked="" type="radio"/> 現状維持      <input type="radio"/> 効率化      <input type="radio"/> 縮小・統廃合</p>
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>救急医療体制については、救急救命講習を継続して実施するとともに、AEDの設置場所を広く周知していきます。 災害時医療体制については、引き続き区内医療機関と緊急医療救護所訓練を実施し、災害時の対応力向上に努めます。 在宅医療体制については、在宅医療調整相談窓口が在宅医療・生活支援センターに移転したことに合わせて職員の研修体制を整え、障害児や小児への幅広い相談に対応できるようにします。 感染症対策については、感染症予防知識の普及啓発を引き続き行うとともに、医療機関との防疫訓練などを通じて医療機関との連携を強化していきます。新型コロナウイルス対策については「新型コロナウイルス等保健医療マニュアル」の策定を進めます。</p>

## 【外部評価】

施策内容への評価	<p>○全般として、区民の医療を確保する取組みを積極的に進めていると評価いたします。</p> <p>○特に、在宅医療・介護連携(641)に関して、調査研究を進めている点、地域ケア会議開催及び広報のみならず、ホームページでの報告は、地域包括ケア体制構築課題への対応として高く評価いたします。</p> <p>○今後は、計画策定・実施への区民の参画、関係機関との連携状況に取り組むとともに、それに関わる指標を加えていただけると良いと考えます。</p>
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法などについての評価	<p>○整理番号339の救急協力員登録者数について、評価指標一覧には「成果指標」となっているが、事務事業評価表では「活動指標」とされている。他にも同様の箇所があるが、整合性を図れるよう修正されたい。</p> <p>○整理番号339の活動指標においては、当該年度の登録者数を示し、累計を示すのであれば成果指標とする方が数値の性格上良い。登録者数に、累計か単年度計かを記載すると良い。</p> <p>○整理番号342の活動実績が毎年計画の数値を上回った数値を示しているが、その実績が次年度の計画数値に反映されない点を検討していただきたい。</p> <p>○整理番号342の障害等事情のある方を対象とした事業であるので、成果指標は、障害等事情のある方を母集団とした数値としていただきたい。</p> <p>○整理番号641の参加人数が成果指標となっているが、これは活動指標とするのが適切であると考えます。成果指標は顔の見える関係ができた結果、成果として表れたものを設定してはどうか。(入院時・退院時の医療・介護支援専門員間の連絡漏れ率等を指標としている例がある)</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>○整理番号339(救急医療体制)の急病医療情報センターは、ホームページの案内が理解しにくく感じたため、工夫を加えていただきたい。消防庁#7119との業務重複に関する現状分析に際しては、センター利用者に特有な特徴に留意していただきたい。整理番号340の一次救急診療病院が増えたことが、情報センターの利用減少との関連がないか、分析の際に検討していただきたい。</p> <p>○整理番号341(災害医療体制)の外国人居住者が増加していることにかんがみ、災害時の対策を検討することが必要であると考えられるため、指標に加えていただきたい。医療依存度の高い市民の把握、災害時に患者の搬送可能な3次救急医療機関との協定等について検討していただきたい。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p><b>【施策内容への評価】</b></p> <p>○引き続き、医療・介護の多機関の代表が出席する在宅医療推進連絡協議会をはじめ地域ケア会議等を通じて、関係機関との情報共有や連携強化に取り組むとともに、通信等の発行やホームページ等を通じて、区の取組について区民へ積極的に情報提供、普及啓発を図ってまいります。また、指標を加えていくことについては、事業の目的や活動内容を踏まえながら、今後の検討課題としてまいります。</p> <p><b>【評価表の記入方法などについての評価】</b></p> <p>○整理番号339の活動指標(2)「救急協力員登録者数」については、成果指標に変更し、累計であることを明記します。</p> <p>○整理番号341の成果指標「災害拠点病院等と連携した医療救護訓練の実施」については、活動指標に変更します。</p> <p>○整理番号342の活動実績に関しては、直近の活動実績に見合った適切な計画数値に修正していきます。また、成果指標に関しては、障害者及び高齢者を対象とする母集団の把握が困難なため、今後の検討課題とします。</p> <p>○整理番号641の成果指標については、これまで、医療、介護関係者がより多く参加し、情報共有や課題検討を進めることで顔の見える関係づくりが進むと考え、参加者数を成果指標としてきたところです。今後は、より適切な成果指標を、ご指摘いただいた例示も参考に、医療・介護関係者、関係部署等と調整を図りながら、検討してまいります。</p> <p><b>【施策を構成する事務事業についての意見】</b></p> <p>○整理番号339の「急病医療情報センター」については、ホームページの内容を見直します。また、「急病医療情報センター」の利用状況については、一次救急診療病院の状況等も含め、今後分析を行っていきます。</p> <p>○整理番号341については、外国人居住者に対する災害時の対策として、関係部署等と調整を図りながら検討してまいります。また、3次救急医療機関との協定等については、区西部二次保健医療圏地域災害医療連携会議の中で検討してまいります。</p>
------	--



## 【所管課の対処結果(令和元年度実施結果)】

対処結果	<p>【施策内容への評価】</p> <p>○引き続き、在宅医療推進連絡協議会や地域ケア会議等を通じて、関係機関との情報共有や連携強化に取り組むとともに、区の取組について区民へ積極的な情報提供、普及啓発を図ります。また、指標については、事業の目的や活動内容を踏まえながら、引き続き検討してまいります。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】</p> <p>○整理番号339の活動指標(2)「救急協力員登録者数」については、成果指標に変更し、累計であることを明記しました。</p> <p>○整理番号341の成果指標「災害拠点病院等と連携した医療救護訓練の実施」については、活動指標に変更しました。</p> <p>○整理番号342の成果指標については、歯科保健医療センターで障害者及び有病高齢者に係る診療件数等の統集計方法を変更する対応を検討中です。</p> <p>○整理番号641の成果指標については、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりはさらに継続して進めていく必要があります。顔の見える関係ができた結果、成果を表す適切な指標については、引き続き医療・介護関係者、関係部署等と調整・検討してまいります。</p> <p>【施策を構成する事務事業についての意見】</p> <p>○整理番号339の「急病医療情報センター」については、区ホームページに時間帯別の連絡先を掲載したり、関係機関へのリンクを貼るなどわかりやすくなるように変更しました。また、「急病医療情報センター」の利用状況については、小児の相談、案内が半数近くしめているため、小児急病診療事業を強化していく方針としました。</p> <p>○整理番号341については、災害時の3次救急医療機関への搬送調整として、地域災害医療コーディネーターと杉並区災害医療コーディネーター間で連絡をとりながら搬送する体制が確立しています。</p> <p>増加している外国人居住者に対する災害時の対策は、引き続き関係部署等と調整を図りながら検討してまいります。</p>
------	---

〈施策評価〉

目標4 健康長寿と支えあいのまち

**施策 15 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備**

施策目標 (令和3年度の姿)	○介護や支援が必要となり、自宅での生活が困難な高齢者が状態に応じて速やかに入所できるように、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備が進んでいます。 ○多様な形態の住まいが整備され、虚弱、単身など、見守りや生活支援が必要な高齢者が、安心して生活できる住まいを選択できるようになっています。
-------------------	--

		H29年度目標	H29年度実績	目標値(R3年度)
成果指標	特別養護老人ホーム確保定員	1,903人	1,753人	2,307人
	認知症高齢者グループホーム定員	537人	519人	672人
	ケア付き住まい確保戸数	186戸	101戸	500戸

**【所管による自己評価】**

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	依然として入所希望の多い特別養護老人ホームについて、平成30年3月には、永福南小学校跡地の活用、全国初となる南伊豆町との自治体間連携により2か所を開設し、平成24年度から通算446床を新たに整備しました。このほか、国有地や都有地を活用した整備計画や、天沼三丁目荻窪税務署等用地を活用した区内最大級規模の整備計画など、多様な手法により特別養護老人ホームの整備に取り組みました。 また、認知症高齢者グループホームや、「通い」を中心に「訪問」・「宿泊」を一体的に行う(看護)小規模多機能型居宅介護施設などについても、区有地・国有地の活用や施設建設助成等を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう地域密着型サービスの整備に取り組みました。 さらに、都市型軽費老人ホームについても区内で2か所目となる整備に向け施設建設助成等を行うことで、見守りや生活支援が必要な高齢者が安心して生活できる住まいの確保に繋がりました。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	今後、一層、単身高齢者や高齢者のみの世帯などが増加し、施設利用を希望する高齢者が増えることが見込まれます。そのため、今後の施設整備にあたっては、区内整備を基本として「区立施設再編整備計画」により生み出した一定規模以上の区有地や、国・東京都との連携による未利用地の有効活用を図るとともに、民間事業者への建設助成などにより特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備を積極的に進めていきます。 このほか、南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホーム整備の成果を踏まえ、区域外における定員の確保等について、都や広域連合等に必要な働きかけを行いながら検討を進めていきます。 また、住み慣れた地域の中で、介護が必要になっても安心して在宅生活を送れるよう、特別養護老人ホームとの併設による(看護)小規模多機能型居宅介護施設や定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を設置する事業者に整備費補助を実施し、在宅生活を支える基盤整備を進めていきます。 さらに、身体機能の低下等により一人暮らしに不安がある方などを対象とした都市型軽費老人ホームなどを整備する民間事業者へ建設助成を行い、高齢者の多様な住まいを確保していきます。

## 【外部評価】

施策内容への評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、区内の高齢者人口の増加にとまない、施設利用を希望する高齢者の増加が見込まれることから、今後の施策の方向性として「拡充」は妥当と考えられる。</li> <li>・ただし、施策の指標として、施設の整備状況、入所状況及び入所希望の状況等が提示されていないため、施策評価としては客観的なデータに基づく判断はできない。</li> <li>・改善・見直しの方向(中長期)については、概ね適切と思われるが、平成29年度に実施した「入所希望者実態調査」の結果を分析し、ニーズに合った取組となっているか、確認が必要ではないか。</li> <li>・今後予定されている実態調査の継続的実施は極めて有効である。実態調査の時系列データを、評価に適切に活用し、改善につなげられたい。</li> </ul> <p>・今後の施設整備の全体計画及び施設整備の状況、施設の空き状況や評判、等を示すことは、入所を希望する際の手助けになるとともに、高齢になっても住み慣れた地域で暮らす上での安心感にもつながることから、区民の方々にわかりやすく情報が提供されるよう、関係各所と連携し、区民サービス向上に努められたい。</p>
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法などについての評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策の成果指標は、定員数・確保戸数のみであり、施設の整備状況や充足状況が指標化されておらず、施策を評価するには十分とはいえない。一方で、事務事業の指標として、「整備率」や「認知症高齢者人口に対する施設定員数の割合」等が設定されており、体系的な指標設定となっていない。施策及び事務事業の指標に関して、全体的に整理が必要である。</li> <li>・評価表記載の「入所希望者」について、入所希望者＝待機者なのか、入所希望者＝入所を希望して入所できた人＋待機者なのか、定義が不明確である。算式・指標説明についても、説明が不十分な指標が散見される。疑義がないよう、明確な定義づけ、わかりやすい説明が必要である。</li> </ul>
施策を構成する事務事業についての意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施策を構成する事務事業について、以下の観点で評価を実施することが、施策評価の基礎データとして有効である。</li> <li>・整理番号149・150:施設管理、151:用地管理→適切に管理できているかを評価。</li> <li>・整理番号243～245・250・256:建設助成、254:整備助成→助成・補助件数及び区が助成した施設の定員数等を指標化し、計画的に適切な助成・補助がなされたかを評価。</li> </ul>

## 【外部評価に対する所管の対応方針】

対応方針	<p><b>【施策内容への評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○客観的な施策評価に資するよう、施設の整備状況、入所状況及び入所希望の状況等について、当該年度の待機者数や整備が確定している定員数を記載し、施策実現のための達成状況を総合的に評価します。</li> <li>○入所希望者実態調査については、平成31年度のほか、今後定期的を実施することとしており、入所希望者のニーズを分析し、その結果を踏まえ、今後の施設整備計画に反映していきます。</li> <li>○現在も区公式ホームページに施設の整備状況等を施設形態ごとに公表していますが、全体の状況を把握できるよう、関係各所と連携して平成31年4月分から空き状況を加え、区民にとってよりわかりやすい情報提供を行っていきます。</li> </ul> <p><b>【評価表の記入方法などについての評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施策15の成果指標については、区の10年計画である総合計画に位置付けたものであるため、現時点で見直すことは困難であり、次回の改定時に、より適正な評価に繋がるよう、検討します。</li> <li>○「入所希望者」については、その定義を記すなど、区民にとってわかりやすい記述をしていきます。</li> </ul> <p><b>【施策を構成する事務事業についての意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○整理番号149・150・151については適切に管理できているか、整理番号243～245・250・254・256については適切な助成・補助ができているかの観点から表現等を整理し、評価していきます。</li> </ul>
------	--

## 【所管課の対処結果(令和元年度実施結果)】

対処結果	<p><b>【施策内容への評価】</b> ○対処方針のとおり、各施設の整備状況、入所希望者数及び整備確定員数を記載し、これらを基に客観的に施策の評価を行いました。 ○入所希望者実態調査については予定どおり令和元年度に実施し、需要の把握に使用した他、今後の整備計画の参考としました。 ○整備状況の情報提供については対処方針に沿い、平成31年4月から特別養護老人ホームの空床情報を区公式ホームページに月次で掲載するようにしました。</p> <p><b>【評価表の記入方法などについての評価】</b> ○入所希望者と入所待機者は同義で使用していました。しかし、令和元年度に実施した入所希望者実態調査の結果、必ずしも全員がただちに入所を希望している者ではないことが判明したため、定義については今後関係所管内で改めて検討します。</p> <p><b>【施策を構成する事務事業についての意見】</b> ○認知症高齢者グループホーム施設管理、介護強化型ケアハウス施設管理及び介護老人保健施設用地管理(平成29年度整理番号149～151)については、適切な管理という観点から、当該施設の維持管理のために実施した事項を具体的に記載し、それに基づいて評価を行いました。 ○特別養護老人ホーム等各施設の建設助成事業(平成29年度整理番号243～245、250、254、256)についても、具体的な施設名及び整備件数を記載するとともに、総合計画・実行計画に基づいた整備に対して適切に補助がされているか評価を行いました。</p>
------	---

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

## 施策 21 子育てセーフティネットの充実

施策目標 (令和3年度の姿)	○子育てや健康、就労などのきめ細やかな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることができています。 ○関係機関とのきめ細やかな支援のネットワークが整備され、未然防止を含む児童虐待対策が迅速・的確に実施できています
-------------------	--

		H29年度目標	H29年度実績	目標値(R3年度)
成果指標	子育てを楽しんでいる人の割合	85%	83.2%	90%

### 【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>ひとり親家庭の自立支援の充実については、ひとり親家庭等ホームヘルプサービスにおいて、平成28年度から未就学児のいる家庭に対して利用期間の拡充を行ったことにより、利用世帯数が平成27年度52世帯から平成29年度55世帯と増加し、ひとり親家庭の家事・育児の支援を進めることができました。平成30年度からは利用者の提出書類を一部簡略化し、サービスのさらなる向上を図ります。また、ひとり親高等職業訓練促進給付金等については、平成28年度から支給要件を変更し、対象を拡大するとともに、給付期間を2年から3年に延長しました。これにより、平成29年度受給者が増加し、ひとり親家庭における就労機会の拡大につなげることができました。</p> <p>児童虐待対策の推進については、より地域に密着した機動的できめ細やかな相談支援体制を強化について検討し、「地域型子ども家庭支援センター」の設置について具体化することができました。</p> <p>また、子ども家庭支援センターの児童虐待相談体制を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の関係機関向け児童虐待対応マニュアルを作成するなど取り組みを進め、連携強化を図りました。その結果、前年度に比べ受理件数で14%、総対応件数で10%増加した要保護児童等に対応することができましたが、児童虐待に関する通告・相談は増加傾向であり、児童相談所の設置も見据え、引き続き体制強化及び人材育成に取り組む必要があります。</p>
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>ひとり親家庭支援施策については、ひとり親家庭の状況に応じて、生活全般を視野に入れた支援を実施するため、母子・父子自立支援員による関係機関と連携した相談支援を進めます。加えて、ひとり親家庭が地域で安定した生活を送れるように、ホームヘルプサービス事業の実施等を通して、子育てや生活への支援を行います。また、ひとり親家庭のより安定した就業と収入を確保するため、引き続き、就業支援専門員(プログラム策定員)による就業支援や就労機会の拡大に向けた資格取得等を支援します。</p> <p>年々増加する児童虐待ケースへの対応については、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携を強化しつつ、未然防止の取組・通告・相談への迅速・的確な対応など、総合的な児童虐待対策を推進していきます。また、地域に密着した相談支援体制を強化するため、地域型子ども家庭支援センターの整備を進め、平成31年度には高円寺地域子ども家庭支援センターを開設するほか、区立児童相談所の設置に向けた検討及び人材育成を進めます。</p>

## 【外部評価】

施策内容への評価	ひとり親家庭支援については、親の経済負担や生活安定及び子供（児童）の健全な成長のため重要であり、子育てのセーフティネットとしての機能を発揮することが期待される。しかし、そのためにはひとり親家庭の需要とセーフティネットとしての基準に照らして、必要なひとり親家庭に支援の手が公平かつ普遍的に届いているかの視点が肝要である。サービス利用資格があり必要とされている家庭に支援がなされているか、逆に、資格がある特定の家庭に利用が集中していないかといった視点での施策の展開が望まれる。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
評価表の記入方法などについての評価	施策21の成果指標として「子育てを楽しんでいる人の割合」は区民意向調査の項目であり、ひとり親のみを対象にしたものでなく、セーフティネットの指標としてはひとり親家庭への調査やひとり親家庭での児童虐待数の低下などが適切と思われる。
施策を構成する事務事業についての意見	ひとり親家庭に対する各事業の利用状況について、利用者属性などより詳細な調査分析を行い、施策を構成する各事業のあり方や利用促進のための周知方法等を見直し・改善を図ることが期待される。 また、事業番号226と事業番号267の「単位当たりコスト」の算定方式は、総事業費を事業の主たる対象者・利用者（たとえば事業番号226は、自立支援教育訓練と高等職業訓練にまたがっている）で除すべきものと思われる。しかし、一つの取組の利用者（自立支援教育訓練）で除しているため、実態に即した事業コストとなるよう、見直しが必要である。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p><b>【施策内容への評価】</b>  ○ひとり親に対しては、区の広報紙やホームページのほか、「ひとり親家庭のしおり」を各相談窓口等や離婚手続きの際に該当者に配布して、利用可能な事業等を周知しています。引き続きこうした対応を図るとともに、次回のひとり親家庭実態調査（2020年度実施予定）を通して、各事業の周知度や利用状況のより詳細な分析を行い、周知及び実施方法等の必要な改善・見直しにつなげていきます。</p> <p><b>【評価表の記入方法などについての評価】</b>  ○施策21の成果指標は、区の10年計画である総合計画に位置付けたものであるため、現時点で見直すことは困難であり、次回の改定時に、ご指摘のとおり、施策を構成する事務事業との兼ね合いを十分考慮して、より適切な指標となるよう検討していきます。</p> <p><b>【施策を構成する事務事業についての意見】</b>  ○事業番号226及び267に関わらず、各事務事業の評価単位は予算事業と整合させており、その中には複数の関連する事業がまとめられています。一方、事務事業評価表上では複数の関連事業ごとに単位当たりコストを算出することができないため、今後、行政評価を所管する行政管理担当を中心に、システムの改修等を含め、単位当たりコストの算出のあり方を検討していきます。</p>
------	---

## 【所管課の対処結果(令和元年度実施結果)】

対処結果	<p>○令和元年度末に「令和2年度版 ひとり親家庭のしおり」を作成し、令和2年4月から、区の相談窓口のほか区民課戸籍係でも配布し、ひとり親家庭が利用可能なサービス等を周知しています。また、令和2年度実施予定の「ひとり親家庭実態調査」について、調査項目の検討などの事前準備を進めました。</p> <p>○組織改正を行い、令和2年4月から、本庁舎と杉並子ども家庭支援センターに分散していたひとり親家庭に対する相談・支援窓口を、医療費の助成や手当を支給する窓口に集約化することにより、ひとり親家庭に対する利便性の向上と相談・支援の充実を図ることとしました。</p> <p>○令和元年度から、2つに分かれていたひとり親家庭支援に関する予算事業を、1つにまとめました。令和2年度の事務事業評価表(令和元年度の実績評価)では、総事業費用を、主たるひとり親家庭支援サービスの利用者数の合計で除することとしました。</p>
------	---

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

## 職員の健康管理 (No021)

事業の目的・目標	○職員の健康の保持・増進
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○職員健康診断を検査機関に委託して実施する。 ○健康診断の結果に応じ、生活習慣病等に関する保健指導を実施する。 ○健康相談室の運営を行う。

		29年度計画	29年度実績	
指標	活動指標	職員定期健康診断の受診者数	2,991人	3,141人
		特定保健指導実施者数	219人	185人
	成果指標	受診率	95%	93.1%
		特定保健指導実施率	55%	49.9%
事業実績		<p>各種健康診断は計画どおりに実施しました。同時に、定期健康診断の結果により医療機関の受診を要すると判断された職員に対して受診勧奨を行い、重症化予防に対応しました。また、ストレスチェックや面接指導を実施し、メンタル不調を未然に防止する一次予防に取り組みました。さらに健康教育として、東京都職員共済組合と共催で禁煙講習会を実施し、喫煙・受動喫煙の身体への影響等について学ぶ機会を作り、喫煙習慣のある職員自身の健康管理に対する啓発を行ったほか、女性職員向けに女性特有の健康リスクについて学ぶ講座を開催しました。</p>		

### 【所管による自己評価】

評価と課題	<p>平成29年度の健康診断等事業は計画的に実施しました。また未受診者への所属を通じた受診勧奨など、積極的に取り組んだ結果、受診率が上昇しました。しかし、まだ全職員が受診している状況ではないため、受診方法や勧奨方法について、さらに積極的な取組を検討しています。</p> <p>今年度から、VDT健診と二次健診について、非常勤職員も対象にしたほか、科学的根拠に基づきがん検診の内容を見直し、また複数の健診項目を1日で受診できるよう利便性を図りました。今後も職員の健康状態を的確に把握し、健康の保持増進や疾病の予防・早期発見につなげ、健康で働き続けることができるよう適切な健康管理に努めていきます。</p>
-------	---

### 【外部評価】

事業内容への評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診率は、前年度比で0.9%増ではあるが、目標に対しては未達である。</li> <li>・検診項目の精査や受診方法等の見直しを検討しているとのことであるが、受診率未達の要因分析を適切に実施し、受診率の向上につなげられたい。</li> <li>・あわせて、職員への意識啓発、メンタル不調の未然防止等、職員の健康保持・増進に向けてさらなる改善を図られたい。</li> </ul>
評価表の記入方法などについての評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動指標として設定されている「職員定期健康診断の受診者数」「特定保健指導実施者数」は、課の活動実績ではないことから、活動指標として適切とは言えない。活動指標の見直しが必要である。</li> <li>・評価表の事業実績に記された活動内容を指標化し、事業実績が受診率向上や職員の健康管理に係る意識、メンタル不調の未然防止等いかに寄与したかを、体系的に評価することが有効。</li> <li>・データの表記が誤っているものがあった。正確なデータのもとで事務事業評価を行うため、記載にあたってはダブルチェックをするなどして正確を期すよう注意する必要がある。</li> </ul>



## 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【事業内容への評価について】          ○職員健康診断の受診率は93%、個人で人間ドック等を受診した者を含めた健康診断受診率は97%であることを把握しています。職員の健康意識への高まり等により、区の健康診断ではなく、人間ドックを選択する職員が、毎年一定数存在しています。職員の健康の保持・増進という目的に鑑みて、成果指標に人間ドック等受診者を含めた受診率とする等の見直し検討を行います。          ○30年度から10月に一斉に行う区役所内での健康診断に加えて、5～11月に施設での健康診断を実施したほか、11月末時点の未受診者に対して、個別に電話により受診を勧奨し、12月に施設健診の機会を設ける等、健康診断の受診機会の拡大を図りました。引き続き、受診率向上に取り組めます。          ○職員への意識啓発として、30年度は「一般職員向け健康診断説明会」、「係長級職員向けメンタルヘルス講習会」、「管理職向けハラスメント講習会」を開催したほか、1月には「受動喫煙に係る健康講習会」を実施します。また、メンタル不調の未然防止として、不調者への健康相談室の利用促進、係長職昇任者全員への心理面談の実施、ストレスチェックによる高ストレス判定者への医師による面接勧奨に取り組んでいます。今後も健康に関する情報提供とともに、受診勧奨や健康相談等の充実により、職員の意識啓発やメンタル不調の未然防止に努めてまいります。</p> <p>【評価表の記入方法などの評価について】          ○活動指標については、受診者数と実施者数は活動実績そのものではないものの、当該が職員へ通知・勧奨を行った結果であることなどから、代替的指標として設定していました。ご指摘を踏まえて、今後は成果指標である受診率・実施率向上のための取組として、職員の意識啓発へ繋がる健康講習会等への参加人数や受診勧奨人数等を設定するなどの見直しを検討いたします。          ○評価に当たっては、健康講習会などの事業が職員の健康の保持・増進にどのように繋がったかの観点から記載するなど、ご指摘の内容を参考に評価してまいります。          ○事務事業評価の作成に当たっては、職員によるダブルチェック等を徹底し、誤りがないよう注意いたします。</p>
-------------	---

## 【所管課の対処結果(令和元年度実施結果)】

<p>対処結果</p>	<p>【事業内容への評価について】          ○令和元年度の職員健康診断の受診率は前年度より向上し95.3%、人間ドック等を受診した者を含めた受診率は97.8%となり、目標を達成しました。引き続き、受診率の向上のため受診勧奨のほか、施設健診の機会の拡大等に取り組んでまいります。          ○令和元年度は、職員への意識啓発として「受動喫煙に係る健康講習会」及び「メンタルヘルスに関する講習会」を開催しました。また、職員のメンタル不調の未然防止及び不調者のフォロー対応強化のため、心理相談の開設日を増やし、管理職・係長級昇任者への悉皆式面談やその後のフォロー面談等を実施しました。</p> <p>【評価表の記入方法などの評価について】          ○活動指標については、ご指摘も踏まえて、職員健康診断の実施回数と健康相談室の開設日数、健康講習会、研修など職員の健康に関する取組回数へ見直しました。          ○引き続き、データ等の記載にあたっては正確を期すようダブルチェック等を行うとともに、健康に関する取組が職員の健康の保持・増進にどのようにつながるか、わかりやすい記述に努めてまいります。</p>
-------------	--

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

**土地開発公社の事業支援 (No027)**

事業の目的・目標	○杉並区土地開発公社の事業を円滑に実施する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○土地開発公社に対し、事業実施に必要な負担金の交付及び資金の貸し付けを行う。

			29年度計画	29年度実績
指標	活動指標	運営費負担金交付件数	1件	1件
		事業資金貸付件数	0件	3件
	成果指標	用地取得件数	1件	0件
事業実績		<p>土地開発公社が公共事業用地を先行取得するため、協調融資金融機関から借入した資金について、区が再取得するまでに生じる借入金の利息や元金を土地開発公社に対して貸し付けました。 公社の事業費負担金を交付することにより、円滑な事業の支援を行いました。</p>		

**【所管による自己評価】**

評価と課題	<p>平成29年度の土地開発公社による公共事業用地の先行取得はありませんでしたが、区へ売却した公社取得用地は3件ありました。いずれも時機を失することなく用地を取得・処分することで、区の公共施設整備の促進に寄与することができました。 今後も、杉並区実行計画や区立施設再編整備計画で計画化した事業が円滑に進むよう、適時適切に公共事業用地の先行取得に取り組みます。</p>
-------	---

## 【外部評価】

<p>事業内容への評価</p>	<p>評価表(2)の「事業に対する意見」の欄で「土地開発公社の廃止について検討する必要があるのではとの意見があります。」との記載があります。一方、「翌年度の方針」においては、土地開発公社を存続させるメリットの記載がありますが、その内容が不十分と思われるので、説明としてわかりやすく記載した方がよいと思われます。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>評価表(2)の「事業開始当初から現在までの変化」の欄で「近年、公共事業用地の先行取得は増加傾向にあります。」という記述に関し、平成27年度が7件、平成28年度が2件、平成29年度0件の先行取得の実績があり、年度ごとで見ると低下傾向にあるが、評価表での近年増加傾向との記載は、過去3年間の先行取得合計件数を基にそれ以前の3年間合計と比較して記載しているとのことである。通常は、増加傾向というのは、年ごとのトレンドで右肩上がりの場合を意味することが多いため、「過去3年間の先行取得件数を基に」というのは読み取るのが難しいと思われる。平成30年度以降も同様な記述をする場合は、「過去3年間の先行取得件数を基に」ということを記載したほうが良いと思われる。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【事業内容への評価】          ○区が土地開発公社を存続する利点は、区政の重要な課題を解決するため、機会を失することなく公共事業用地を先行取得できること、また、土地開発公社が先行取得した用地を区が取得する場合に公共事業として補助金等の適用が可能となることがあり、これを評価表の「翌年度の方針」に記載しているところです。しかしご指摘のとおり、十分な内容となっていないことから、今後は区民にわかりやすい表現に努めます。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】          ○ご指摘の内容も踏まえ、記載内容について検討し、適切な表現へと変更します。</p>
-------------	--

## 【所管課の対処結果(令和元年度実施結果)】

<p>対処結果</p>	<p>土地開発公社の事業活動について、先行取得件数を活動指数とし、何の目的を達成できたかなどの自己評価を簡潔に、また読みやすい表現となるよう努めました。また、今後の課題についても、公社のリスク等を踏まえ、要点をまとめてわかりやすく工夫しました。</p>
-------------	--

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

**国民年金事務 (No335)**

事業の目的・目標	○保険料を支払うことにより国民年金被保険者世代が受給者世代の給付財源の一端を担うとともに自らの受給権を確保して、老後の生活の経済的基盤の安定を図る。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○被保険者からの資格や免除、受給に関する各種届出・請求の受理、審査、報告、保険料の納付案内や相談及び福祉年金や特別障害給付金の処理、各種届出の勧奨、所得状況等調査を行う。

		29年度計画	29年度実績	
指標	活動指標	国民年金保険料免除者数(各年度3月末)	24,000人	22,992人
		国民年金給付定時処理に係る未申告勧奨数	500件	287件
	成果指標	国民年金保険料免除率(各年度3月末)	27.0%	27.9%
		国民年金給付定時処理未申告勧奨による申告書提出率	99.0%	89.5%
事業実績	<p>国民年金第1号被保険者は、平成28年度末約人85,400人、平成29年度末約82,500人と前年度から約3,000人減少しています。</p> <p>一方で、平成29年8月から年金受給に要する加入資格の期間が25年から10年に短縮されたことにより、「国民年金のしおり」や広報すぎなみ等で制度の周知を図ったほか、福祉事務所など関係課と連携して対象者の手続き支援を行いました。</p> <p>また、30年1月から業務委託を開始し、業務の効率化を図りました。</p>			

**【所管による自己評価】**

評価と課題	<p>国民年金第1号被保険者の加入者数は、公的年金の加入対象者の拡大等により減少傾向にありますが、度重なる制度改正により複雑なしくみとなったこともあり、窓口での手続きが必要な対象者は増えています。</p> <p>日本年金機構及び年金事務所と連携をとり、引き続き適切な相談業務を行います。</p> <p>また、平成30年1月から業務委託が開始したことから区民サービスの向上につながるよう、事業者の管理監督に努めていきます。</p>
-------	--

## 【外部評価】

<p>事業内容への評価</p>	<p>○制度変更の周知、減免制度について、パンフレットを作成して周知を図っている点、対象者に対する手続き支援を関係機関と連携を図り実施している点が良い。制度を知らないため区民が不利益を被ることがないよう、今後、周知の方法についてさらに検討していただきたい。</p> <p>○未申告勧奨数の減少は評価されるが、一方で勧奨による書類提出率の低下についてはその理由について調査されたい。</p> <p>○減免申請に至っている区民の属性を分析することで、周知の方法等を検討していただきたい。</p> <p>○国民年金加入、給付は、区民の障害の際、老後の安定した生活を保障するものであるといえる。そのような観点から、国民年金未加入者数の把握し、加入促進について検討されたい。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>○区内における「国民年金未加入者数」を指標に加えることについて検討していただきたい。</p> <p>○業務委託開始後の、サービスの質向上の状況をコメントとして記載されたい。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【事業内容への評価について】</p> <p>○国民年金に関する業務は、実施主体を日本年金機構(国から業務委託)として、区は資格や免除、受給に関する各種届出や請求の受理、相談業務等を補助的に行っています。ご指摘の区民が不利益を被らないための周知方法の改善については、今後、国の交付金活用の有無などのコスト面を含め、方法等を検討していきます。</p> <p>○所得未申告者への勧奨については、20歳までに病気等を理由に給付を受けている方へ毎年実施しており、未申告者が減少している一方、病気や支援者等が得られない方が一定数残っていることが申告書提出率の低下となって表れています。今後も個別勧奨を行う中で、適正な給付業務に努めます。</p> <p>○減免制度のうち法定免除については、福祉事務所での生活保護受給時や障害年金の申請時に窓口において制度の案内を行っています。また、学生納付特例については、20歳の加入通知とあわせて案内を同封しています。よりの確な減免制度の周知方法については、今後、日本年金機構とも課題認識を共有しながら研究していきます。</p> <p>○国民年金の加入促進については、日本年金機構が20歳到達時(厚生年金加入者を除く)と厚生年金資格喪失の2か月後・4か月後に勧奨し、未手続者は職権適用するなどの取組を行っています。</p> <p>【評価の記入方法などについて】</p> <p>○国民年金未加入者数については、日本年金機構でも把握していないため、指標の設定は困難です。</p> <p>○委託開始後のサービスの質の向上等については、業務委託が1年を経過した段階で、検証・評価することとしています。</p>
-------------	--

## 【所管課の対処結果(令和元年度実施結果)】

<p>対処結果</p>	<p>○所得未申告者については、平成31年の国民年金施行規則の一部を改正する省令により、所得無しとして取り扱うこととなりました。しかし、窓口等で申告の必要性がある方には、引き続き制度を案内いたします。</p> <p>○令和元年10月から、20歳到達者については日本年金機構が20歳到達時に年金制度未加入者については職権適用とする制度改正がありました。このため、広報紙等で引き続き、学生納付特例等の保険料免除の制度を周知を図ります。</p> <p>○業務委託開始当時から、日本年金機構が情報連携を開始したことに伴い事務処理の方法を大幅に見直しを行いました。今後も、適時事業検証・評価を行います。</p>
-------------	--

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

屋外広告物許可・取締 (No413)

事業の目的・目標	○屋外広告物の広告主に対し、適切な規制及び指導を行うことにより、まちの良好な景観、風致を維持し、公衆への危害を防止する。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○杉並区内における屋外広告物の許可に関する業務を行う。 ○違反広告物の是正指導や除却を行う。 ○違反広告物除却活動協力員(違反広告物の簡易除却ボランティア)制度を運営する。

			29年度計画	29年度実績
指標	活動指標	屋外広告物許可申請数	450件	516件
		違反広告物の除却枚数	0枚	53,458枚
	成果指標	屋外広告物許可申請件数前年度比率	100%	110.0%
		違反広告物の除却枚数前年度比率	0%	88.4%
事業実績	<p>屋外広告物許可申請を受付け、書類を審査し、屋外広告物許可書を交付します。屋外広告物許可申請件数は、広告塔・広告板372件、はり紙・はり札25件、広告旗16件、電柱・街路灯柱利用広告2件、標識利用広告2件、バス・電車車体利用広告(枠)3件、車体利用広告89件、アーチ5件、装飾街路灯2件です。また、違反広告物の除却活動を行い、53,458枚を除却しました。なお、毎月2回警察と合同で道路等の違反はり紙の除却作業を実施しました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>屋外広告物許可制度は業界団体に定着し、違反広告物の除却は、違反広告物除却活動協力員の活動や安全パトロール隊、警察の協力により、着実な成果を上げています。一方で、違反広告物の根絶は一朝一夕で実現可能なものでなく、関係機関等と連携を図りながら事業者への指導や地道な除却活動を行っていきます。また、近年は、公共施設の維持財源の確保や地域活性の目的から、公共物を広告媒体として活用する事例が目立っており、区自らも景観行政団体として秩序ある行動が求められることを踏まえ、適正な指導に努めます。</p>
-------	--

## 【外部評価】

<p>事業内容への評価</p>	<p>○法令に基づく屋外広告物の許可および取締りという、いわゆる警察規制を主な内容とする事務ではあるが、屋外広告物をめぐっては安全確保および景観保全に加えて、事業に対する意見にもあるように、地域活性化やにぎわい創出といったプラスの効果を生み出すことにつながり得る屋外広告物の掲出方法や場所等を検討し、誘導していくという積極的な行政からの働きかけや指導のあり方についても模索し、対応していくことが求められる。</p> <p>○成果指標として屋外広告物許可申請件数および違反広告物の除去枚数のいずれも前年度比率を位置付けているが、成果をこの指標で把握しようとする意図が分からない。また、活動指標としては、許可申請数と違反広告物の除去枚数が掲げられているが、許可申請数は良いとしても、除去枚数についてはむしろ成果指標として位置付けるほうが適切ではないか。活動指標としては是正指導件数も考えられるのではないか。また、許可申請数＝許可件数と考えてよいのかも判然としない。</p> <p>○違反広告物除去活動協力員が約1,200名で、さらに、安全パトロール隊も参加して除去が実施されているとのことだが、この規模で既に十分であると考えられるのか、さらなる体制充実が求められるのかも記述からは判断できない。</p> <p>○除去活動はもちろん重要であるが、違反広告物の掲出を未然に防止するための策が同時に求められる。未然防止策に関する記述が欲しい。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>○「事業に対する意見」に対応した今後に向けての方向性や課題が整理されて、明確に示されると良い。「事業に対する意見」、「今後の予測と方向性」、「評価と課題」の記載内容が上手くつながっていない感がある。</p>

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>【事業内容への評価】</p> <p>○地域活性化等に寄与する屋外広告物の働きかけについては、昨今の壁面広告や路上広告物の規制緩和の動きなどを的確に捉えるとともに、関係課や地域のまちづくり組織などとも連携しながら適正な景観への誘導に努めてまいります。</p> <p>○指標については、ご指摘を踏まえて見直します。なお、許可事務の件数のご指摘について、許可申請は事前相談等を経て許可を前提になされるので、許可申請数と許可件数は同数となります。</p> <p>○違反広告物の除却体制については、十分な規模ではないと認識しています。除却活動協力員による活動は有効ですが、活動区域がまだ区内全域を網羅していないため、当該制度が区内全域に行き渡り、より活発な活動となるよう、当該制度の周知、勧誘、支援等を進めてまいります。</p> <p>○違反広告物は未然に防ぐのが難しく、警察等の関係機関と連携し粘り強く指導することが重要です。未然に防ぐ具体策として、不動産業協会と合同除却の実施や、警察等と指導実施時の道路境界の確認等の活動を行っており、今後はこれらについても記述してまいります。</p> <p>【評価表の記入方法などについての評価】</p> <p>○記入方法のご指摘につきましては、今回の評価を踏まえ内容を整理し、今後の事務事業評価で明確な記載となるよう努めてまいります。</p>
-------------	--

## 【所管課の対処結果(令和元年度実施結果)】

対処結果	<ul style="list-style-type: none"><li>○指標については、ご指摘のとおり活動指標及び成果指標を見直し、修正しました。</li><li>○違反広告物の除却体制についての区の考えを、新たに記述しました。</li><li>○警察等との指導実施や道路境界地の認識不足への対応について、新たに記述しました。</li><li>○評価表の記入方法については、「事業に対する意見」、「今後の予測と方向性」「評価と課題」が相互に関連する記述内容としました。</li></ul>
------	---



# 財団等経営評価に対する外部評価

団体名	公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団	担当部課	保健福祉部障害者生活支援課
事業目的	障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与する。	顧客	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労を希望又は既に就職している障害者とその家族等</li> <li>・障害のある人を雇用、または雇用しようとしている事業者</li> <li>・区内福祉施設及び特別支援学校</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>①就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援</li> <li>②事業主に対する雇用管理上の相談助言</li> <li>③関係情報の提供及び普及啓発</li> <li>④地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援</li> <li>⑤障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業</li> </ol>		
区（二 よ次 る評 価）	<p>事業団が杉並区の障害者雇用支援の公的な担い手として役割を果たしていることが、新規就職者数、就職後の定着支援の増加、企業訪問、関係機関との連携などの取組実績から評価できる。</p> <p>近年の障害者の就労状況を見ると、精神障害者、発達障害者の就職者数の増加が顕著となっている。反面、精神障害者の離職率が高い傾向にあることから、安定した雇用につながるよう個々の障害特性に合った支援が必要である。これまでの支援ノウハウを職員間で共有し、より専門性の高い支援力の向上を目指して人材育成に取り組むことが求められている。</p> <p>また、事業団が区内就労支援機関ネットワークの中心となり、情報発信や事例紹介・検討を実施し支援力向上に努めている。ネットワークを活用して障害者雇用の状況や支援スキルを地域の関係機関等へ発信する機会を増やし、情報を共有していくことで区内関係機関全体の就労支援スキルの向上を推進することが求められている。</p> <p>就労移行支援事業については、個々の障害特性やニーズに合った訓練プログラムを実施するとともに、本人に適した就労先へと結びつけるマッチングの技術を高めること、また、区内就労移行支援事業所とも就労状況や支援スキルの情報共有を図り区内事業所全体の就労支援スキルの向上に取り組む就職者数の増加につなげていく必要がある。</p> <p>障害者差別解消法による雇用事業主の合理的配慮規定や、平成30年度の法定雇用率における精神障害者の算定基礎への算入などの法律改正により、障害特性を理解し安定的な雇用に向けた企業側の環境整備が求められている。また、新たな障害福祉サービスとして就労者の職場定着支援事業が創設され、これまで以上に関係機関との連携が重要となることから、今後より一層の支援体制の強化が求められている。</p> <p>今年度は、事業団の次期推進プラン（平成31～35年度）の策定が検討されており、時代の変化に合った就労・定着支援の取組が期待されている。</p>		
<b>外 部 評 価</b>			
対経 営 状 況 に 評 価	<p>事業団の活動については概ね計画通り実施されており、活動量は計画目標の水準に達している。また、収支の改善努力もみられる。課題は、主要な事業の半分程度は常勤職員以外の非常勤・嘱託職員によって実施されていることであり、相談業務や就職あっせん活動等において経験・技能の蓄積と相当の報酬が与えられる環境を形成できるか（働き方改革）また、NPO団体などへの一部委託の可能性等について検討してよいのではないかと。また、人件費比率や補助率などの指標は有効であるが、区からの派遣職員2名の人件費は区負担のため含まれていないようであり、実質的な人件費や業務費用は財務報告の数値以上になっていると理解される。</p>		
評 価 の 記 入 方 法	<p>就職者は成果指標として最も重要なものであり、1年以上の就業者をカウントしているのも妥当である。ただし、就労支援と就労移行支援事業は法律も事業項目も異なるため、詳細データでは区分表示されているものの事業団の成果としても区分したらどうか。累積登録者全体では就労率はどのようになっているのか、1年以上継続就労すると長期間就労になる確率が高いのかなども付記すると区民の理解は進むと思われる。ハローワークや東京都の障害者就労支援との連携をどうしているか、つまり、就職も事業団単独というよりこれら機関と事業主との協力関係から生まれるので、相談や指導あるいは訪問との相乗効果がわかるような記述が望ましい（障害者、雇用者、事業団などの支援機関、他の関係機関）。</p>		

## 外部評価に対する所管の対処方針

### 【経営状況に対する評価について】

○非常勤職員(嘱託員)は区から受託している就労支援等の事業において重要な役割を担っていることから、適切な人材の確保と育成に力を入れているところです。経験技能の蓄積については、経験年数等に応じて計画的に研修に参加・派遣することにより、スキルアップを図るとともに、職員全員によるミーティングやケース会議により情報の共有化を図っています。嘱託員の報酬額については、現在区の非常勤職員の報酬基準に準拠していますが、今後報酬等を含めた待遇について、区とも協議しつつ検討していきます。

○事業の一部委託化は、主要部分以外の業務であって個人情報を取り扱わない業務に限られているため、困難であると考えており、今後も事業団の適正な運営を推進するため、事業の必要性を十分吟味したうえで、適正な人員配置と業務の効率化に努めます。

○また、公益法人運営を安定的に行うため、区との連携や財務管理の業務は区からの派遣職員が担っており、人件費は法定福利費を除いて区が負担しています。

### 【評価表記入方法などの評価について】

○成果指標における就職者数・定着率は事業分析の項で就労支援事業・就労移行支援事業別に記載することとします。

○また、就労支援や定着支援について実績データ等を多角的に分析し、区民の理解が進むよう、より分かりやすい説明となるよう工夫していきます。

○関係機関との連携についても、相談から就労支援・定着支援の各段階において適宜に連携して取り組んでいますが、連携状況を実績に関連した記載につなげられるよう検討します。

## 【所管課の対処結果(令和元年度実施結果)】

### 対処結果

○非常勤職員(嘱託員・パートタイマー)の人材育成については、平成30年度に事業団人材育成計画実施要項を作成し、職層に応じたキャリア研修と専門研修を計画的に実施する体制を整備しました。令和元年度は、キャリア研修導入の初年度にあたり、「中堅職員研修」又は「チームリーダー研修」を、非常勤3名と常勤職員4名が受講しました。

○嘱託員の報酬額を含む待遇については、令和元年度から地方公務員法の改正に伴い区の任用制度が改正されるため、区との連絡調整に努めた結果、報酬額は従来の基準とほぼ同等となりました。今後とも区と協議しつつ検討していきます。

○事業の一部委託化及び区からの派遣職員の人件費については、「対処方針」のとおりです。

○令和元年度の財団等経営評価において、事業分析Ⅱ成果指標における「新規就職者数」及び「定着率(就職12ヶ月後)」については、事業分析の項で、就労支援事業と就労移行支援事業の実績数値を記載することとしました。

○令和元年度の財団等経営評価における事業分析Ⅱ事業分析の項で、「累積登録者数全体に占める就労者の割合」を記載することとしました。

○令和元年度の財団等経営評価における事業分析Ⅱ成果指標に、新たに「就労移行支援事業利用者就職率」(当該年度中に当該事業の利用を終了した者のうち、就職した者の割合)を加えることとしました。

○令和元年度の理事会・評議員会に提出する事業実績報告及び決算事業報告書では、就職状況に加えて、「離職者の状況」(障害別・就労期間別内訳表、障害別・離職理由別内訳表)について記載することとしました。

○令和元年度の決算事業報告から、「新規登録者の(事業団)利用にいたる経路別内訳」を記載しました。

○その他、「ワークサポート杉並・事業推進プラン」のⅢ(3)「関係機関との連携強化」に掲げる事業項目に関する令和元年度の取組み状況について、同決算事業報告書に記載しています。

行財政改革推進本部  
令和2年4月22日

## 令和2年度 行政評価の取組について

### 1 令和元年度の主な取組

- (1) 行政評価の結果については、令和2年度の予算編成へ反映を図った。
- (2) 行政評価システムの機器更新に合わせ、事務事業評価表のレイアウト変更や翌年度予算との連携強化などの運用の見直しを行った。
- (3) 財団等経営評価については、区が財政支出や人的支援などの援助を行っている団体で、区の事業の一定部分を代行するなど、区との連携が強いと認められる6団体を対象に実施した。
- (4) 外部評価については、5施策及び施策を構成しない事務事業4事業を対象として、施策・事業の目的や指標の適切性、改善・見直しの方向性、評価表の記入方法等に視点を置いて実施した。また、財団等経営評価の1団体を対象として、事業目的の達成に向けた効率性・計画性や目的に対する成果、評価表の記入方法等に視点を置いて実施した。
- (5) 外部評価委員会において、外部評価前に団体及び所管課に対するヒアリングを通じた意見交換や現地視察による現状把握を行った。なお、「目標未達の要因分析を行う」「成果指標をより実態に顕せる指標に置き換える」などの意見等については、今後の取組の参考とした。
- (6) 新地方公会計制度の財務情報については、施設使用料の見直しにおいて、施設に係るフルコストを施設使用料の算定対象経費とすることにより、活用を図った。

### 2 令和2年度行政評価の取組方針

#### (1) 事務事業評価・施策評価について

##### ① 評価の目的

行政経営の質の向上を目指すため、以下の目的により事務事業評価・施策評価を実施する。

##### ア 総合計画の進捗状況の把握等

基本構想を実現するため、これまでの総合計画・実行計画の進捗状況及び達成度を把握し、その評価・検証を踏まえ取組を着実に進めるとともに、業務負担の軽減に向けた執行方法の見直しや新たな取組に対するスクラップ・アンド・ビルドの徹底などを令和3年度当初予算へ反映する。

##### イ 職員の政策形成能力の向上

評価に当たっては、事業の計画、見直しなどのPDCAサイクルを職場内で共有するとともに、自己評価を行う際に、職員間の議論を通じて評価と改善の検討をすることで、職員の政策形成能力の向上を図る。

## ウ 説明責任と区政の透明性の確保

区の活動内容(経営状況)を公表することにより、区政の透明性を高め、区民への説明責任を果たす。

## ② 評価の実施に当たって

### ア 評価対象・体系

- 全ての施策、事務事業を対象とする。(別紙参照)
- 総合計画(第3段階「ジャンプ:令和元年度～3年度」)の施策体系に基づく評価を行う。
- 実行計画事業及び令和元年度の主要事業について、重点的に評価を行う。
- 施策を構成しない事務事業については、原則として、評価項目を課題や予算の方向性等に絞った簡易評価とする。

### イ 評価の進め方(取組の視点)

評価の実効性を高め、適正な評価を行うため、以下の視点で取り組むこととする。

- 各職場において、事業の重要性や緊急性等を踏まえて、優先順位の低い事業、既に一定の目的を達成した事業、類似・重複している事業については、事業の廃止や統廃合など、今後の事業の方向性を意識しながら十分に議論する。
- 事務事業評価については、所管する課長が責任者として評価内容を確認する。施策評価については、施策担当課を中心に部内で十分調整し、評価結果を共有する。
- 事務事業は、計画に対する実績、主な取組と事業費、指標の達成状況を踏まえて、課題等の把握を十分に行ったうえで評価する。なお、活動指標と成果指標については、当該事業の目標の達成状況を的確に表すものとし、状況の変化等に対応し適宜見直すこととする。
- 施策は、事務事業との関連性に留意しながら、指標の達成状況を経年変化などから分析したうえで評価する。

### ウ 評価結果の活用

- 区政経営報告書(主要施策の成果、総合計画・実行計画の進捗状況、歳出決算一覧)に活用する。
- 翌年度の方向性、執行率、指標の達成状況などを抽出し、令和3年度予算編成に活用する。
- 地方公会計制度との効果的な連動について、費用や資産を把握する事業別コスト計算書の活用を検討する。

## (2)財団等経営評価について

### ①評価の目的

以下のとおりとする。

- ア 団体及び区所管部課のコスト意識の向上
- イ 経営評価の公表による説明責任の向上
- ウ 効率的・効果的な事業による区民サービスの向上

### ②評価の実施に当たって

#### ア 実施団体

区が財政・人的支援を行っている団体で、区の施策推進に寄与する事業を実施する等区政との関連性が高いと認められる杉並区障害者雇用支援事業団、杉並区スポーツ振興財団、杉並区社会福祉協議会、杉並区シルバー人材センター、すぎなみ環境ネットワーク、杉並区交流協会の6団体とする。

#### イ 評価方法等

- ①一次評価・・・上記6団体による自己評価
- ②二次評価・・・区による評価(各団体の一次評価の妥当性等を評価)
- ③外部評価・・・杉並区外部評価委員会による評価(評価対象を毎年度1団体選定)

#### ウ 評価結果の活用

各団体においては、評価を通してコスト意識を高め、効率的・効果的な事業実施による区民サービスの向上を目指す。また、所管部課においては、今後の支援の参考資料として評価結果を活用する。

### ③その他

平成13年度の経営評価制度の導入後、他団体においても同様の評価制度が導入されておりより適切な評価指標の設定がされていること、また、団体の性質により異なる会計基準が構築されている状況等を踏まえ、財団等経営評価の手法について、今後見直しの検討を行うこととする。

## (3)外部評価について

### ①評価の目的

専門的知見を有し、公正かつ中立な立場から、行政評価の客観性の確保、評価制度の充実を図る。

### ②評価の実施に当たって

#### ア 評価対象

事務事業、施策及び財団等経営評価を対象として、外部評価委員会において選定する。

#### イ 評価方法

評価をより効果的に行うため、所管課ヒアリングを通じた意見交換を行うとともに、必要に応じて現地視察を実施する。

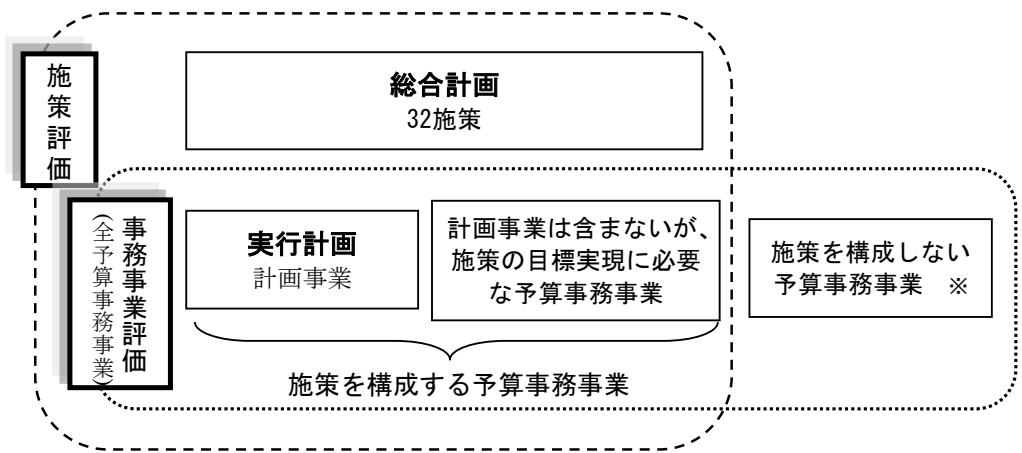
#### ウ 評価結果の活用

公正かつ中立な立場である外部評価委員の評価を受けることにより、行政評価の客観性を高めるとともに、その充実を図る。

#### (4) 今後の主なスケジュール(別紙参照)

- 令和2年5月 事務事業評価、施策評価の実施
- 6月 財団等経営評価の実施
- 7月 第1回外部評価委員会

〈行政評価の体系〉



※税賦課徴収事務、住民基本台帳事務など区の業務の基盤となる事務事業のほか、部の一般管理やどの施策にも該当しない事務事業

〈令和2年度 行政評価スケジュール〉

項目	令和2年										3年	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行政評価			事務事業評価 施策評価			区政経営報告書公表			行政評価報告書公表			
			財団等経営評価 (自己評価・区の評価)						財団等経営評価報告書公表			
外部評価委員会				☆ 第1回 外部評価委員会 (2年度行政評価の取組)				☆ 第2回・第3回 外部評価委員会 (ヒアリング)	☆ 第4回 外部評価委員会 (入札監視)	☆ 第5回 外部評価委員会 (評価結果と 区の対処方針)		◆ 報告書 公表
行政評価システム	新年度準備作業	システム運用										





# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

## 令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 036

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	広報すぎなみの配布（新聞折込）		3,511,455	部
	広報すぎなみの印刷	4,299,615	部	36,672
	ホームページ運用（https対応を含む）			18,978
	広報番組制作	39	本	14,204
	その他（区政情報誌の発行ほか）			73,190
事業実績	<p>広報専門監の助言を受けながら、区民等へ区政情報が効果的に伝わるよう戦略的広報の推進に取り組みました。具体的には、災害時のツイッター活用など、SNSによる情報発信を強化するとともに、広報すぎなみの全区立学校児童・生徒への配布、職員を対象とした広報研修等を実施しました。また、区役所本庁舎へのデジタルサイネージの設置、「くらしの便利帳」の全戸配布、区ホームページのセキュリティ強化に取り組みました。</p>			

## 令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	<p>ICTの急速な発展とともに、情報の入手先が「テレビ・新聞」から、「インターネット」へ移行しています。「区民意向調査」によると、区政情報の入手先は、50%以上の区民が「広報すぎなみ」と回答していますが、主に新聞折込で配布している「広報すぎなみ」の発行部数は、新聞購読者数の減少に伴い逡減しています。代わって区ホームページの訪問者数や、ツイッターやフェイスブック等のSNS登録者数は、年々増加しています。</p>
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	<p>引き続き「広報すぎなみ」が区政情報の入手先として大きな割合を占めることが予想されるため、より入手・閲覧しやすい環境整備が求められます。一方、スマートフォンの普及などによりインターネットによる情報入手の流れは、今後さらに加速することから、SNS等を効果的に活用するなど、区民生活に即した情報発信が必要です。</p>
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	<p>新聞購読部数の減少に伴い、「広報紙発行部数」が減少を続ける一方、「ホームページ訪問者数」やSNSのフォロワー数・リーチ数は増加の一途であり、区政情報を受け取る手段が「紙」から「ICT」に移行している状況が確認できます。「広報紙発行部数」の多寡のみではなく、区が持つ広報媒体全体の情報発信量や区民に届いた情報量等に留意して区の広報活動を進める必要があります。</p>
評価と課題	<p>ICTを活用して台風や新型コロナウイルス感染症に関する情報をタイムリーに発信したことで、区ホームページのアクセス数やツイッター、ユーチューブなどSNSの登録者は大きく増加しました。広報すぎなみの発行部数が減少する中で、区政情報を確実に区民等に届けるため、効果的な情報発信や広報媒体のPRにより更なる区民利用の促進を図ります。また、区組織全体で一体的に広報活動に取り組むために、引き続き民間から登用した広報専門監を中心に、重点広報事業の選定と職員を対象とした広報研修等を進めていきます。</p>

## 令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	<p>引き続き広報専門監を登用し、杉並区広報戦略を推進します。令和元年度に全戸配布した「くらしの便利帳」については、区民意向調査など区民ニーズを把握しながら今後のあり方を研究していきます。また、ツイッターやフェイスブック等のSNSについては、区民に必要とされる情報発信とともに、各媒体における有料広告を効果的に活用し、より多くの区民に区政情報が届くよう取り組みます。</p>	



# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

## 令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 038

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）	
	相談員報酬（法律、税務、家事、くらし、交通事故・防犯）の支出		39	人	8,841
	外国人相談員謝礼の支出		2	人	1,112
	司法書士委託		22	日	132
	その他（書籍購入ほか）			5,226	
事業実績	<p>全体の相談件数は、5,142件で30年度の5,164件に比べ22件、率にして0.4%の減となりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月9日から3月31日まで専門相談を休止したことを勘案しますと実質的な相談件数は増えています。</p>				

## 令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	
評価と課題	<p>専門相談では、法律相談は75.2%、税務相談は96.1%、家事相談は78.9%の相談の利用率となっており、有効に活用されていると評価しています。</p> <p>なお、税務相談は予約開始の段階で予約が埋まってしまうという状況が続いたため、令和2年度から回数を増やすよう、改善に向け関係団体と調整しました。一般相談は時代や社会の変化とともに相談内容も多様化、複雑化しており、必要に応じて様々な機関に設置されている相談窓口を紹介しながら、相談者が抱える問題や悩みの解消に繋げています。また、相談業務全般についてホームページや広報紙を効果的に活用して、必要な人が相談を受けられるよう、より一層適切な周知を行います。</p>

## 令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	<p>税務相談の回数増に向けて、予算の増額が必要ですが、専門家による相談については、日頃から区民のニーズに合わせて、見直していく視点をもって実施し、事業コストの適正化を常に図っていきます。</p>	

# 令和2年度 杉並区施策評価表 I 【見本】

資料7-3

施策	18	地域福祉の充実
目標	04	健康長寿と支えあいのまち
施策担当課	杉並福祉事務所	関係課 保健福祉部管理課 障害者施策課

**施策目標**

- 災害時の支援の仕組みを通じて、平常時の緩やかな見守りや支えあいが地域で行われ、すべての人が安心して生活しています。
- 就労相談・訓練等の必要な支援が行われ、稼働年齢層の方が、生活が困窮することなく自立した生活を送っています。
- 子どもたちが安全・安心に、夢と希望をもって成長できるよう、地域で子どもを支える必要な環境が整っています。
- 高齢や障害により判断能力が十分でなくても、生活支援や権利擁護により、住み慣れた地域で安心して生活しています。

活動指標		成果指標	
指標名(1)	地域のたすけあいネットワーク対象者原簿登録者数	指標名(1)	地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者数
算式・指標説明		算式・指標説明	
指標名(2)	くらしのサポートステーション相談件数	指標名(2)	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援実施後の就労自立者数
算式・指標説明	生活困窮者自立支援窓口(くらしのサポートステーション)(平成27年度事業開始)	算式・指標説明	
指標名(3)	成年後見センター相談件数	指標名(3)	後見制度利用手続き支援件数
算式・指標説明		算式・指標説明	
指標名(4)		指標名(4)	
算式・指標説明		算式・指標説明	
		指標名(5)	
		算式・指標説明	
		指標名(6)	
		算式・指標説明	

区分	単位	平成29年度	平成30年度		令和元年度		目標値	目標年度			
		実績	計画	実績	計画(目標値)	実績					
活動指標	活動指標(1)	1	人	29,421	29,000	29,891	31,000	30,543			
	活動指標(2)	2	件	6,021	6,400	7,746	6,200	8,387			
	活動指標(3)	3	件	2,662	2,800	2,655	2,800	3,221			
	活動指標(4)	4									
成果指標	成果指標(1)	5	人	9,968	13,500	10,353	14,500	10,484	16,500	令和3年度	
	成果指標(2)	6	人	63	110	45	120	82	150	令和3年度	
	成果指標(3)	7	件	1,786	1,800	1,542	1,900	2,202	2,100	令和3年度	
	成果指標(4)	8									
	成果指標(5)	9									
	成果指標(6)	10									
施策コスト	事業費	11	千円	16,452,809	16,732,006	15,903,473	16,650,853	15,942,253	特記事項		
	(内) 投資的経費等	12	千円	2,071	0	0	0	0			
	(内) 委託費	13	千円	212,420	254,230	237,738	261,504	245,815			
	職員数	常勤職員数(再任用含)	14	人	147.32	140.27	143.68	137.06	147.70		
		上記以外の職員	15	人	35.85	39.36	37.94	40.36	40.16		
	人件費 (14+15+16)	17	千円	1,319,922	1,291,796	1,301,178	1,224,451	1,360,366			
	総事業費 (11+17)	18	千円	17,772,731	18,023,802	17,204,651	17,875,304	17,302,619			
	国・都等からの補助金等	19	千円	12,184,362	12,026,032	11,893,381	11,910,319	10,953,237			
	総事業費伸び率 (計画、実績の対前年度比)	20	%			△3.2	△0.8	0.6			
	人件費比率 (17÷18)	21	%	7.4	7.2	7.6	6.8	7.9			

<p>施策を取り巻く環境 (社会情勢、国、都の動き、 区民意見等)</p>	<p>災害時要配慮者支援対策については、少子高齢化の進展に伴い対象者の増加が見込まれ、首都直下地震への対応や感染症対策など、災害の備えに対する区民の関心は一層高まっていくものと予想されます。災害発生時における要配慮者の安否確認の迅速な実施に向け、震災救援所運営連絡会や民間福祉事業者等との連携強化、福祉救援所の新規指定と機能強化が求められています。生活困窮者等自立支援については、生活自立支援窓口での新規相談件数は、国の目安値（人口10万人あたり16件）を達成しています。成年後見制度については、平成28年度「成年後見制度利用の促進に関する法律」の施行、国の「成年後見制度利用促進基本計画」の策定を踏まえ、平成30年度に、杉並区保健福祉計画に包含する形で基本計画を策定しました。平成30年4月に社会福祉法が改正され、市町村は住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制の構築や支援関係機関による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められています。</p>
---	---

<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と 評価結果)</p>	<p>災害時要配慮者支援対策では、地域のたすけあいネットワーク（地域の手）の登録者の増加に向けて郵送による個別勧奨や高齢者の集会施設での周知活動を継続して行うほか、要配慮者と日常的に関わる介護事業者等の研修会に出席し制度周知に取り組みました。また福祉救援所を新たに3所指定し要配慮者の受入体制の充実を図るほか、福祉救援所連絡会にて訓練啓発を行った結果、複数の施設で備蓄品を活用した訓練が実施されました。生活自立支援窓口では、制度周知の取組等により複合的な課題を抱える生活困窮者の相談件数が平成30年度から約600件増え延べ8,387件となり、問題が複雑・深刻化する前に安定した生活へ繋げる支援をしました。成年後見制度の利用促進では、成年後見センターにおいて、杉並区保健福祉基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関として新たに杉並区成年後見制度利用促進協議会を設置・開催し、関係機関との連携体制を強化しました。また、後見人や関係機関からの相談が増え、令和元年度の相談件数と成年後見手続き支援件数がともに目標を上回るなど、成年後見センターの存在が周知されています。高齢者・障害者・児童福祉・健康分野等の複数分野にわたる課題を抱えた世帯への包括的相談支援では、相談件数、支援調整を行う支援会議の開催回数ともに増えています。令和元年度から「地域ささえあいの仕組みづくり事業」で、配置した地域福祉コーディネーターの活動により地域の課題への取組方法の仕組みを作りました。</p>
--	--

<p>改善・見直しの方向 中長期</p>	<p>今後の施策の方向性</p> <p>サービス増</p> <p>今後の進め方</p> <p>災害時要配慮者支援対策については、現在の取組を継続しつつ、登録勧奨活動の工夫に取り組みます。福祉救援所については、新規指定施設との協定締結を計画的に進め、要配慮者の受入体制の強化を進めます。既に福祉救援所となっている施設については、備蓄品の入替を計画的に進めるとともに感染症対策など社会情勢に合わせた見直しを行います。また、福祉救援所連絡会を活用し、マニュアルの整備や備蓄品を活用した訓練の実施を引き続き啓発していきます。生活自立支援窓口については、複合的な生活課題を抱えた相談者に対して関連する機関が連携して支援する体制を一層強化します。学習支援等事業では、引き続き子どもに安心できる居場所を提供するとともに、学習支援により進学につなげ、貧困の連鎖を断ち切る一助となるよう取り組んでいきます。成年後見制度利用については、成年後見センターが地域連携ネットワークの中核機関としての機能を更に強化し、令和元年度から新たに開始した成年後見制度利用促進協議会の開催や専門職を活用した専門相談事業を通じて、地域関係機関との連携のもと、制度利用者等への支援の拡充を図ります。「ウェルファーム杉並」を拠点に関係機関と連携し、複合的な課題解決への包括的な相談支援体制や地域の支え合いによる身近な生活課題を解決することができる体制づくりを推進します。</p>
--------------------------	---

令和元年度 杉並区施策評価表Ⅱ（施策を構成する事務事業） 【見本】 資料7-4

【施策 18】 【施策名称 地域福祉の充実】 ※金額の単位は千円

整理番号	事務事業名称	実行計画事業	主要事業	令和元年度事業費	人件費	総事業費	施策から見た事業の方向性
1	119 路上生活者自立支援			27,484	28,528	56,012	現状維持
2	120 民生（児童）委員活動			49,584	33,797	83,381	現状維持
3	121 社会福祉協議会に対する助成等			231,045	4,862	235,907	現状維持
4	122 戦没者の遺族・家族等の援護			26	5,440	5,466	推進（拡充）
5	123 行旅病人等援護			6,496	9,182	15,678	現状維持
6	124 社会福祉基金運営			5,696	3,592	9,288	現状維持
7	125 生業資金貸付			1,279	4,771	6,050	現状維持
8	126 応急小口資金貸付			2,609	22,715	25,324	現状維持
9	128 災害時要配慮者支援対策	○	○	19,620	33,095	52,715	推進（拡充）
10	129 成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者保護	○		27,208	7,919	35,127	現状維持
11	130 福祉サービス第三者評価			16,426	1,642	18,068	現状維持
12	131 保健福祉サービス苦情調整委員制度			3,007	5,847	8,854	現状維持
13	132 心のバリアフリーの推進			601	12,321	12,922	現状維持
14	133 外出困難者の支援			20,631	4,975	25,606	現状維持
15	134 原爆被爆者への見舞金支給			5,210	872	6,082	縮小（廃止）
16	136 中国残留邦人等への支援			56,369	9,590	65,959	現状維持
17	137 在日外国人無年金者等特別給付金の支給			834	308	1,142	縮小（廃止）
18	138 生活安定応援事業			8,563	24,078	32,641	現状維持
19	139 社会福祉法人の認可・指導			383	10,113	10,496	現状維持
20	140 生活困窮者等自立促進支援事業	○	○	56,874	12,513	69,387	推進（拡充）
21	145 地域共生社会の推進	○	○	14,472	8,805	23,277	推進（拡充）
22	146 包括的支援体制の推進	○	○	2,315	34,539	36,854	現状維持
23	219 大規模災害見舞金・弔慰金の支給及び資金貸付			3,288	4,359	7,647	現状維持
24	220 小災害被災者見舞金・弔慰金の支給			1,496	5,231	6,727	推進（拡充）
25	229 杉並福祉事務所の維持管理			70,987	35,698	106,685	現状維持
26	271 助産施設の入所支援			3,097	8,149	11,246	現状維持
27	293 子供食堂推進事業	○		306	959	1,265	縮小（廃止）
28	315 被生活保護世帯に対する法外援護			16,878	23,016	39,894	現状維持
29	316 生活保護費			15,222,131	913,237	16,135,368	現状維持
30	317 被生活保護者等自立支援			67,338	90,213	157,551	現状維持
31							
32							
33							
34							
35							
合計				15,942,253	1,360,366	17,302,619	

施策を構成する事務事業に関する特記事項



令和元年度 杉並区事務事業評価表 (1) 変更前

事務事業名称		款	項	目	事業	整理番号	
現担当課名		係名			連絡先 電話番号	昨年度 整理番号	
上位施策No・施策名				予算事業区分 既定事業			
事業開始		主要事業 (区政経営報告書掲載事業)					
平成30年度 担当課名 対象		事業評価区分 一般					
事務事業の概要		事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		活動指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)			
		活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)		指標説明 成果指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明			
区分		単位	平成28年度 実績	平成29年度 計画 実績		平成30年度 計画 (目標値) 実績	
指標	活動指標 (1)	1 件					
	活動指標 (2)	2 項目					
	成果指標 (1)	3 人					
	成果指標 (2)	4 %					
総事業費・コスト把握	事業費	5 千円				平成30年度 予算執行率 (%)	
	(内) 投資的経費等	6 千円				特記事項	
	(内) 委託費	7 千円					
	職員数	常勤職員数	8 人				
		再任用職員数	9 人				
		非常勤職員数	10 人				
	人件費	常勤職員分	11 千円				
		再任用職員分	12 千円				
		非常勤職員分	13 千円				
	総事業費 (5+11+12+13)	14 千円					
	単位当たりコスト ((14-6)÷1)	15 円					
財源	受益者負担分	16 千円					
	国からの補助金等	17 千円					
	都からの補助金等	18 千円					
	その他の補助金等	19 千円					
	特定財源計 (16+17+18+19)	20 千円					
	差引：一般財源 (14-20)	21 千円					
受益者負担比率 (16÷14)	22 %						

令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (1) 変更後

事務事業名称		款	項	目	事業	整理番号
現担当課名		係名			連絡先 電話番号	昨年度 整理番号
上位施策No・施策名				予算事業区分		
事業開始		令和元年度 担当課名				
		事業評価区分				
令和元年度 事務事業の概要 (Plan)						
事務事業の概要		事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		活動指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)		
		活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)		指標説明 成果指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明		
指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)						
区分		単位	平成29年度 実績	平成30年度 計画	令和元年度 実績	令和 2年度 計画
					令和元年度 対計画比 (%)	令和元年度 予算執行率 (%)
活動指標 (1)	1 時間					
活動指標 (2)	2 件					
成果指標 (1)	3					
成果指標 (2)	4					
事業費	5 千円					特記事項
(内) 投資的経費等	6 千円					
(内) 委託費	7 千円					
職員数	常勤職員数 (再任用含)	8 人				
	上記以外の職員	9 人				
人件費	常勤職員分 (再任用含)	10 千円				
	上記以外の職員	11 千円				
総事業費 (5+10+11)	12 千円					
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円					
財源	受益者負担分	14 千円				
	国からの補助金等	15 千円				
	都からの補助金等	16 千円				
	その他の補助金等	17 千円				
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円				
差引：一般財源 (12-18)	19 千円					
受益者負担比率 (14÷12)	20 %					



令和元年度 杉並区事務事業評価表 (2)

変更前

整理番号

平成30年度の事業実施状況	内容	規模	単位	事業費 (千円)
(1) 主な取組				
	その他 ( )			
(2) 事業実績				

事業環境の変化と方向性	事業開始当初から現在までの変化	
	事業に対する意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)	
	今後 (3~5年) の予測と方向性	
評価と課題		
翌年度予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	
	II. 事業の改善の方向性	
翌年度の方針	翌年度予算の方向性の理由・内容	

令和2年度 杉並区事務事業評価表 (2)

変更後

整理番号

令和元年度 事業実施状況 (Do)

令和元年度 事業実施状況 (Do)	内容	規模	単位	事業費 (千円)
主な取組				
事業実績				

令和元年度 評価と課題 (Check)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	
評価と課題	

令和3年度の方針 (Action)

翌年度予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	
	II. 事業の改善の方向性	
翌年度の方針	翌年度予算の方向性の理由・内容	

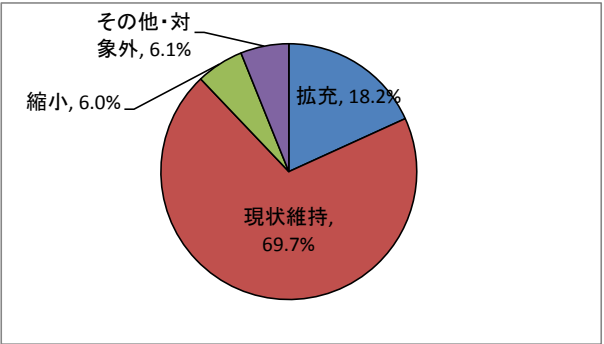
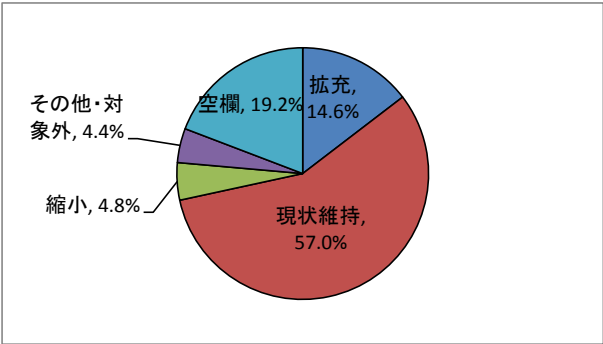
【令和元年度】

【令和2年度】

**対象事業：平成30年度に区が実施した632事業**  
 ※一部の事務事業については、事業を分割し複数の施策に体系付けているため、評価総数は、642事業になる。

**対象事業：令和元年度に区が実施した628事業**  
 ※一部の事務事業については、事業を分割し複数の施策に体系付けているため、評価総数は、637事業になる。

(1) 事業コストの方向性

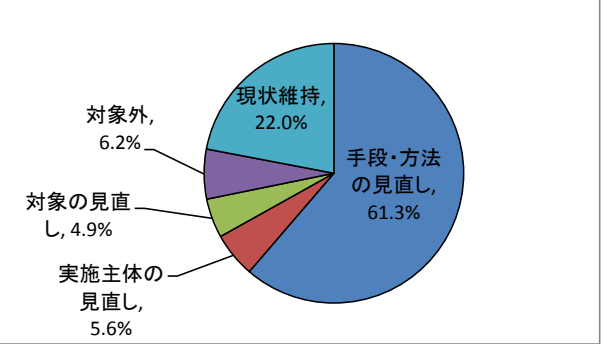
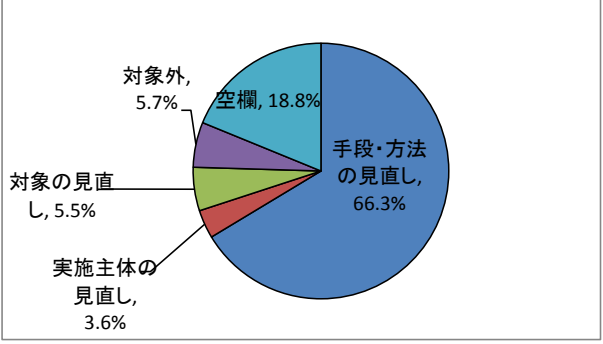


方向性	全体	
	事業数	構成比
拡充	94	14.6%
現状維持	366	57.0%
縮小	31	4.8%
その他・対象外	28	4.4%
空欄	123	19.2%
合計	642	100%

方向性	全体	
	事業数	構成比
拡充	116	18.2%
現状維持	444	69.7%
縮小	38	6.0%
その他・対象外	39	6.1%
合計	637	100%

【拡充】コストを増やし、成果をさらに上げる  
 【現状維持】コスト・成果ともに現状を維持(コストを維持して、成果を上げる場合を含む)  
 【縮小】コストを減らして、サービスを縮小(コストを減らして、成果を維持する場合を含む)  
 【その他・対象外】コストの増減ではなく、事業自体の廃止、他事業への統合等を伴う事業  
 【空欄】建物維持管理や行政の内部管理等に該当するため簡易な評価を行った事業  
 (簡易な評価であっても入力を必須としたため、令和2年度分は該当なし)

(2) 事業の改善の方向性



方向性	全体	
	事業数	構成比
手段・方法の見直し	455	66.3%
実施主体の見直し	25	3.6%
対象の見直し	38	5.5%
対象外	39	5.7%
空欄	129	18.8%
合計	686	100%

方向性	全体	
	事業数	構成比
手段・方法の見直し	424	61.3%
実施主体の見直し	39	5.6%
対象の見直し	34	4.9%
対象外	43	6.2%
現状維持	152	22.0%
合計	692	100%

【手段・方法の見直し(改善)】サービスの種類・提供の時間・場所等の見直し、類似サービスとの整理・統合など  
 【実施主体の見直し】委託・指定管理者等により実施  
 【対象の見直し】対象範囲の見直し  
 【対象外】「事業コストの方向性」で「その他・対象外」を選択した場合のみ入力  
 【現状維持】十分な効果がみられるため今後も同規模で実施(令和2年度から追加した項目)  
 【空欄】建物維持管理や行政の内部管理等に該当するため簡易な評価を行った事業等  
 (簡易な評価であっても入力を必須としたため、令和2年度分は該当なし)  
 ※複数回答が可能のため、事業数の合計は評価対象事業数と一致しない  
 ※構成比は、項目単位で四捨五入しているため、合計と異なる

## 令和2年度外部評価の進め方について(案)

## 1 外部評価の対象

## (1) 施策評価＝32 施策

事務事業評価＝施策を構成する事務事業(449 事業)

※資料 10 (1ページ)

## (2) 事務事業評価＝

案① 施策を構成しない事務事業(188 事業)

※資料 10 (2～5ページ)

案② (1)で選ばれなかった施策の事務事業のうち、令和元年度の重点事業と位置付けられた事業(39 事業)

※資料 10 (1 ページ)

## (3) 財団等経営評価(6団体)

※資料 10 (5ページ)

## ○ 参考

〈委員一人の担当 (令和元年度)〉

- ・ 施策評価を 1 施策
- ・ 財団等経営評価を 1 団体又は施策を構成しない事務事業を 1 事業

〈委員一人の担当 (平成 30 年度)〉

- ・ 施策評価を 1 施策
- ・ 財団等経営評価を 1 団体又は施策を構成しない事務事業を 1 事業

## 2 評価方法

## (1) 施策については、評価前に所管課ヒアリングを実施

- ・ 10 月末～11 月初旬に、外部評価委員会において行う
- ・ 1施策について 50 分程度(説明 10 分、質疑 35 分、まとめ 5 分)
- ・ 区側の出席者＝施策担当課長、施策に含まれる事業の所管課長、財団等経営評価所管課長  
財団等担当者

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現地視察は実施しない。

## (2)ヒアリングについては非公開とする。

## (3)担当委員が作成した評価案について、委員会で確認し、決定する。

〈裏面 スケジュール案〉

### 3 外部評価委員会スケジュール(案)

※ ↓ は委員の作業期間

	外部評価	入札監視	区の取組(参考)
6月			○行政評価(5~7月) ○財団等経営評価(6~8月)
7月			○区政経営報告書原稿作成
8月	○外部評価委員会 ・令和2年度外部評価の進め方 外部評価対象施策等の決定		
9月			○区政経営報告書発行(上旬)
10月	○外部評価委員会 ・所管課ヒアリング	入札監視資料を 委員に送付 入札監視 対象の選定 ↓ 案件決定	○行政評価報告書、経営評価報告書発行(下旬)  行政評価表データ(USB メモリー)、外部評価対象施策等の評価表送付
11月	○外部評価委員会 ・所管課ヒアリング  評価表作成		
12月	○外部評価委員会 ・入札監視		
1月			●外部評価に対する対処方針作成
2月	○外部評価委員会 ・外部評価まとめ  総括意見		
3月	外部評価委員会報告書完成(下旬)		

## 評価対象施策等一覧

## 1 計画の体系と施策を構成する事務事業(449事業)

網掛けは、平成29～令和元年度に外部評価を実施した施策

外部評価実施年度	目標	令和元年度からの施策体系 (令和2年度から評価する施策)	事業数	主な事務事業(◎がついている事業は令和元年度の重点事業を含む事務事業)	施策担当課
26・30	災害に強く 安全・安心に 暮らせるまち	施策1 災害に強い防災まちづくり	13	◎ブロック塀等緊急安全対策、◎水防対策、◎公園のリニューアル、防災まちづくり、耐震改修促進、水害多発地域対策の推進、橋梁の長寿命化と補強・改良、雨水流出抑制対策等工事助成 など	市街地整備課
25・元		施策2 減災の視点に立った防災対策の推進	8	◎防災施設整備、防災会議運営等、消防団等運営助成、防災意識の高揚、災害時情報連絡体制の確立 など	防災課
27		施策3 安全・安心の地域社会づくり	11	◎防犯対策の推進、消費生活相談及び消費者啓発、街路灯の新設・改修、交通安全運動の推進、通学路の設置管理 など	危機管理対策課
29	暮らしやすく 快適で魅力 あるまち	施策4 利便性の高い快適な都市基盤の整備	17	◎狭あい道路拡幅整備、新たな地域交通の整備、ユニバーサルデザインのまちづくり推進、鉄道連続立体交差の推進、道路台帳の整備、魅力ある歩行者優先の道づくり、都市計画道路の整備 など	都市整備部管理課
28		施策5 良好な住環境の整備	16	地区整備計画、まちづくり活動の支援、区営住宅の住環境整備、高齢者住宅の提供、住宅施策の推進、空家等対策の推進 など	住宅課
25・元		施策6 魅力的でにぎわいのある多心型まちづくり	5	◎観光促進、アニメの振興と活用、景観まちづくり、都市再生事業、多心型まちづくりの推進 など	市街地整備課
26		施策7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興	9	◎都市農地確保、中小企業支援、商店街支援、農業の支援・育成、就労支援 など	産業振興センター
25・元	みどり豊かな 環境にやさし いまち	施策8 水とみどりのネットワークの形成	11	◎公園等の整備、◎公園のリニューアル、水辺環境の整備、みどりを育てる、みどりを守る、みどりの基金 など	みどり公園課
26・30		施策9 持続可能な環境にやさしい住宅都市づくり	10	◎環境配慮行動の推進、杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進、安全美化条例に基づく生活環境の改善、自然環境の保全 など	環境課
25		施策10 ごみの減量と資源化の推進	7	◎ごみの減量と資源化の推進、一般廃棄物処理管理事務、ごみ・資源の排出の適正管理、ごみ・し尿の収集・運搬 など	ごみ減量対策課
29	健康長寿と 支えあいのまち	施策11 いきいきと暮らせる健康づくり	25	◎がん検診、◎受動喫煙等防止対策の推進、住民参画の健康なまちづくり、保健センター健康講座、精神保健・難病対策、生活習慣病予防対策、がん対策の推進、健康づくり推進活動 など	健康推進課
25・30		施策12 地域医療体制の充実	10	救命救急体制の充実、災害時医療体制の充実、在宅医療・介護連携推進、感染症予防・発生時対策、新型インフルエンザ等対策 など	健康推進課
29		施策13 高齢者の社会参加の支援	11	いきいきクラブの支援、高齢者いきがい活動支援、長寿応援ポイント事業 など	高齢者施策課
26		施策14 高齢者の地域包括ケアの推進	28	安心おたつや訪問、高齢者緊急安全システム、高齢者緊急ショートステイ、地域包括支援センターの運営管理、地域認知症ケアの推進、包括的ケアマネジメント支援 など	高齢者在宅支援課
25・30		施策15 要介護高齢者の住まいと介護施設の整備	11	◎特別養護老人ホーム等の建設助成、◎特別養護老人ホーム等用地整備、◎小規模多機能型居宅介護事業所の建設助成、◎都市型軽費老人ホームの建設助成、◎高齢者保健福祉施策の推進、認知症高齢者グループホームの建設助成、介護老人保健施設の建設助成 など	高齢者施策課
27		施策16 障害者の社会参加と就労機会の充実	23	◎障害者入所・通所施設の整備、障害者の社会参加支援、公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団、障害者の就労支援事業、障害者スポーツ等支援 など	障害者生活支援課
27		施策17 障害者の地域生活支援の充実	24	◎障害者グループホームの支援、障害者の権利擁護の推進、障害者の地域生活支援体制の充実、発達障害者支援の充実 など	障害者施策課
25・元		施策18 地域福祉の充実	30	◎地域共生社会の推進、災害時要配慮者支援対策、成年後見制度の利用促進及び福祉サービス利用者保護、生活困窮者等自立促進支援事業、子供食堂推進事業 など	杉並福祉事務所
25・元	人を育み 共につながる 心豊かなまち	施策19 地域における子育て支援の推進	10	子ども子育てまちづくりの推進、子育て応援券、児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター、子どもセンターの運営、子ども子育てプラザ下井草の整備 など	子ども家庭部管理課
25・28		施策20 妊娠・出産期の支援の充実	7	産前・産後支援、妊産婦等健康診査、母子に関する相談・講座等、安心して妊娠・出産できる環境づくり など	子ども家庭部管理課
25・30		施策21 子育てセーフティネットの充実	14	◎子ども家庭支援センターの維持管理、◎児童虐待対策、子ども家庭支援センター相談事業、子どもショートステイ、ひとり親家庭等支援、子ども家庭支援センターの整備 など	子ども家庭部管理課
28		施策22 就学前における教育・保育の充実	29	◎保育施設の整備、◎保育施設建設助成、◎成田西子供園の移転整備、◎(仮称)永福保育園の整備、一時預かり事業の運営、認定こども園等の運営、病児・病後児保育、巡回指導、久我山東保育園の移転整備 など	保育課
29		施策23 障害児支援の充実	7	重症心身障害児通所事業、障害児発達相談、こども発達センター運営、障害児通所給付 など	障害者施策課
27		施策24 子ども・青少年の育成支援の充実	12	◎学童クラブの整備、◎学童クラブ事業、◎高円寺地域小中一貫教育校学童クラブの整備、◎杉並第九小学校学童クラブの整備、◎富士見丘小学校学童クラブの整備、児童健全育成事業、次世代育成基金の運営 など	児童青少年課
25		施策25 生涯の基盤を育む質の高い教育の推進	23	◎(仮称)就学前教育支援センターの整備、◎就学前教育、国際理解教育の推進、学校教育への支援、学校支援教職員、小学校の運営管理、中学校の移動教室 など	済美教育センター
28		施策26 成長・発達に応じたきめ細かな教育の推進	9	特別支援教育、児童・生徒の健康推進、教育相談等運営、いじめ対策の充実 など	特別支援教育課
29		施策27 学校教育環境の整備・充実	15	◎小学校空調設備整備、◎中学校空調設備整備、情報教育の推進、学校図書館の充実、小中一貫校の施設整備(高円寺地区) など	学校整備課
26		施策28 地域と共にある学校づくり	5	新しい学校づくりの推進、地域運営学校等推進、地域教育力の向上 など	学校支援課
27		施策29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり	24	◎オリンピック・パラリンピックの推進、図書館運営、次世代型科学教育の推進、スポーツ推進計画、中央図書館の改修、永福図書館の移転改築 など	生涯学習推進課
25		施策30 文化・芸術の振興	3	◎文化・芸術の振興 など	文化・交流課
27	施策31 交流と平和、男女共同参画の推進	9	平和事業の推進、男女共同参画の推進、国際・国内交流の推進 など	区民生活部管理課	
28	施策32 地域住民活動の支援と地域人材の育成	13	◎地域コミュニティ施設の整備、地域住民活動の支援、NPO等の活動支援、阿佐谷地域区民センターの移転整備 など	地域課	

## 2 施策を構成しない事務事業(188事業)

網掛けは、平成29～元年度に外部評価を実施した事業及び簡易な評価(内部管理事務、維持管理事務等)  
 ※は、総事業費0円の事業

単位:千円

外部評価 実施年度	元年度 整理番号	30年度 整理番号	事務事業名	担当課名	主要 事業	簡易な 評価	元年度			
							事業費	人件費	総事業費	
	29	001	001	区議会の運営	区議会事務局		○	128,504	118,831	247,335
		002	002	区議会議員報酬	区議会事務局		○	634,002	2,104	636,106
		003	003	区議会事務局の運営	区議会事務局		○	1,100	9,688	10,788
		004	004	政策経営部の一般管理事務	企画課		○	2,016	10,822	12,838
		005	005	区政運営の総合調整	企画課	○		1,685	85,058	86,743
		006	006	区政経営改革の推進	企画課	○		19,294	28,118	47,412
		007	007	施設整備基金積立金	企画課		○	4,004,389	87	4,004,476
	25	008	008	公有地活用推進	企画課		○	0	87	87
		009	009	予算編成事務	財政課		○	2,511	103,570	106,081
		010	010	財政調整基金積立金	財政課		○	5,756,680	87	5,756,767
		011	011	減債基金積立金	財政課		○	1,079,411	87	1,079,498
		012	012	用地会計繰出金	財政課		○	28,419	87	28,506
	28	013	013	情報システムの運営	情報政策課	○		2,179,825	299,115	2,478,940
	25	014	014	情報公開・個人情報保護・法規	情報政策課		○	11,174	104,732	115,906
	25	015	015	情報政策の推進	情報政策課		○	4,896	83,663	88,559
		016	016	職員人事・給与支払事務	人事課		○	60,507	151,519	212,026
		017	017	共済組合等分担金	人事課		○	79,295	6,567	85,862
		018	018	杉並区職員互助会事業補助	人事課		○	24,079	16,361	40,440
		019	019	非常勤職員社会保険・雇用保険	人事課		○	24,830	11,798	36,628
		020	020	職員福利厚生	人事課		○	24,457	8,514	32,971
	30	021	021	職員の健康管理	人事課		○	81,186	23,858	105,044
	25	022	022	職員人材育成	人事課		○	31,160	32,547	63,707
		024	024	庁有車の管理	経理課		○	145,867	20,952	166,819
		025	025	契約事務	経理課		○	1,572	108,700	110,272
		026	026	財産の取得・維持管理	経理課		○	15,985	22,841	38,826
	30	027	027	土地開発公社の事業支援	経理課		○	7,628	12,205	19,833
		028	028	区施設の保全管理	営繕課		○	84,492	206,415	290,907
		029	029	区施設の改修・改良工事	営繕課		○	758,213	97,031	855,244
		032	032	総務部一般管理	総務課		○	1,877	2,755	4,632
		033	033	総務事務	総務課		○	170,468	47,460	217,928
		034	035	文書事務	総務課		○	58,339	30,658	88,997
		035	036	秘書事務	秘書課		○	3,162	27,723	30,885
	26	036	037	区政の広報	広報課	○		189,355	124,542	313,897
	29	037	038	広聴活動	区政相談課	○		47,072	49,773	96,845
	25・元	038	039	区民相談	区政相談課		○	15,311	26,202	41,513
	元	039	040	危機管理体制の強化	危機管理対策課		○	5,929	28,944	34,873
		047	048	東日本大震災復興等支援	防災課		○	1,404	872	2,276
		048	049	会計・物品管理事務	会計課		○	75,103	168,984	244,087
		049	050	選挙管理委員会の運営	選挙管理委員会事務局		○	21,114	43,852	64,966
		050	051	選挙に関する常時啓発活動	選挙管理委員会事務局		○	2,830	29,467	32,297
		051	053	区議会議員選挙	選挙管理委員会事務局		○	202,992	23,713	226,705
		052		参議院議員選挙	選挙管理委員会事務局		○	179,451	40,975	220,426
		053	054	監査委員・事務局の運営	監査委員事務局		○	11,473	63,206	74,679
		054	055	区民生活部一般管理	区民生活部管理課		○	7,799	14,908	22,707
		055	056	自衛官募集広報事務	区民生活部管理課		○	30	872	902
	28	056	057	公衆浴場の確保対策	区民生活部管理課		○	13,730	2,005	15,735
		057	058	外国人学校児童等保護者負担軽減	区民生活部管理課		○	2,578	1,046	3,624
		058	059	犯罪被害者支援	区民生活部管理課		○	964	7,158	8,122
		059	060	自動車臨時運行許可事務	課税課		○	1,022	2,249	3,271
		069	070	結婚に向けた出合いの場の創出	区民生活部管理課		○	100	87	187
		072	073	ふるさと納税事業	区民生活部管理課	○		3,269	26,590	29,859
	元	076	077	保養のための宿泊機会の提供	区民生活部管理課		○	84,709	13,426	98,135
		077	078	杉並会館の維持管理	区民生活部管理課		○	93,252	5,144	98,396
		087	087	過誤納還付	課税課		○	231,522	24,933	256,455
	25	088	088	特別区民税、都民税賦課事務	課税課		○	201,381	576,799	778,180
	24	089	089	特別区民税、都民税徴収整理事務	課税課	○		85,631	397,023	482,654
		090	090	軽自動車税、たばこ税賦課徴収事務	課税課		○	27,728	39,346	67,074
		091	091	杉並区統計書発行	区民生活部管理課		○	2,936	4,824	7,760

網掛けは、平成29～元年度に外部評価を実施した事業及び簡易な評価(内部管理事務、維持管理事務等)  
 ※は、総事業費0円の事業

単位:千円

外部評価 実施年度	元年度 整理番号	30年度 整理番号	事務事業名	担当課名	主要 事業	簡易な 評価	元年度		
							事業費	人件費	総事業費
	092	092	各種統計調査	区民生活部管理課		○	11,445	64,919	76,364
	093	093	戸籍事務	区民課		○	66,115	367,107	433,222
元	094	094	住民基本台帳事務	区民課		○	246,094	706,968	953,062
	095	095	印鑑登録事務	区民課		○	2,551	239,043	241,594
	097	097	区民事務所等の管理・運営	区民課		○	59,005	19,528	78,533
	105		プレミアム付商品券事業	産業振興センター		○	612,287	13,129	625,416
	111	109	産業商工会館の改修	産業振興センター			7,662	872	8,534
	118	117	保健福祉部一般管理	保健福祉部管理課		○	13,267	33,157	46,424
	135	134	更生事業等	児童青少年課		○	1,339	12,930	14,269
	141	141	保健福祉部国庫支出金返納金	保健福祉部管理課		○	468,838	1,308	470,146
	142	142	保健福祉部都支出金返納金	保健福祉部管理課		○	381,291	1,308	382,599
	143	143	国民健康保険事業会計繰出金	財政課		○	2,843,877	87	2,843,964
	144	144	国民健康保険財政基盤安定繰出金	財政課		○	2,572,058	87	2,572,145
	177	179	介護保険事業会計繰出金	財政課		○	6,042,156	87	6,042,243
	178	180	介護保険低所得者保険料軽減繰出金	財政課		○	290,700	87	290,787
	179	181	後期高齢者医療事業会計繰出金	財政課		○	4,725,175	87	4,725,262
	180	182	後期高齢者医療財政基盤安定繰出金	財政課		○	770,461	87	770,548
	254		子ども家庭部一般管理	子ども家庭部管理課		○	9,204	6,335	15,539
	292		未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業	子ども家庭部管理課		○	7,160	6,323	13,483
	294		児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策	保育課		○	26,347	4,449	30,796
	296	305	児童青少年センター・児童館等の維持管理	児童青少年課		○	331,096	214,927	546,023
30	318	325	国民年金事務	国保年金課		○	98,164	47,192	145,356
25	319	326	保健所一般事務	健康推進課		○	5,441	4,847	10,288
	359	367	都市整備部一般管理	都市整備部管理課		○	7,919	19,819	27,738
	360	368	都市計画審議会運営	都市整備部管理課		○	1,013	3,749	4,762
	373	381	まちづくり景観審議会の運営	都市整備部管理課			346	12,990	13,336
	385	393	建築審査会運営	都市整備部管理課		○	1,654	8,631	10,285
	386	394	既存建築物等の適正管理指導	建築課		○	10,247	53,470	63,717
	387	395	建築物等情報の整備及び提供	建築課		○	125,167	36,091	161,258
	388	396	建築確認指導	建築課		○	196	137,964	138,160
	389	397	開発許可及び道路位置の指定事務	市街地整備課			487	58,614	59,101
25	390	398	違反建築物取締	建築課		○	529	39,457	39,986
	391	399	日照等調整事務	都市整備部管理課		○	917	26,183	27,100
30	395	403	屋外広告物許可・取締	土木管理課		○	736	26,428	27,164
	401	409	建設工事統計調査	土木管理課		○	262	2,644	2,906
	402	410	がけ・擁壁改善資金融資	土木管理課		○	4	872	876
	403	411	土木事務所維持管理	杉並土木事務所		○	8,527	11,740	20,267
	404	412	道路認定改廃	土木管理課		○	325	45,246	45,571
	405	413	道路等の管理区域確定	土木管理課		○	29,907	27,810	57,717
	406	414	占用・使用許可、取締	土木管理課		○	4,843	66,662	71,505
	443	452	環境部一般管理	環境課		○	1,871	15,489	17,360
	457	467	収集作業の安全管理	杉並清掃事務所		○	10,398	27,171	37,569
	458	468	清掃一部事務組合分担金等	ごみ減量対策課		○	1,736,132	4,446	1,740,578
	466	476	学校跡地活用事業	生涯学習推進課		○	655	1,924	2,579
	468	478	学校人事・給与事務	庶務課		○	993,449	54,829	1,048,278
	469	479	学校職員福利厚生	庶務課		○	8,285	4,975	13,260
26	472	482	高校生奨学資金貸付	学務課		○	27,313	10,124	37,437
29	474	484	学校職員の健康管理	学務課		○	41,285	11,479	52,764
	475	485	教育職員人事事務	教育人事企画課		○	4,932	38,150	43,082
	482	492	児童・生徒災害共済給付	学務課		○	25,564	2,278	27,842
	509	518	杉並第一小学校長寿命化対策	学校整備課			74,953	4,010	78,963
	525		幼稚園等園児保護者負担軽減	保育課		○	879,739	6,626	886,365
	545	551	議会職員人件費	人事課		○	129,859	4,189	134,048
	546	552	総務職員人件費	人事課		○	6,316,505	12,600	6,329,105
	547	553	生活経済職員人件費	人事課		○	3,528,377	9,196	3,537,573
25	548	554	保健福祉職員人件費	人事課		○	14,378,203	12,600	14,390,803
	549	555	都市整備職員人件費	人事課		○	2,533,687	9,196	2,542,883
	550	556	環境清掃職員人件費	人事課		○	2,230,486	9,196	2,239,682
	551	557	教育職員人件費	人事課		○	1,748,522	9,196	1,757,718
	552	558	学校職員人件費	庶務課		○	1,941,235	17,436	1,958,671

網掛けは、平成29～元年度に外部評価を実施した事業及び簡易な評価(内部管理事務、維持管理事務等)  
 ※は、総事業費0円の事業

単位:千円

外部評価 実施年度	元年度	30年度	事務事業名	担当課名	主要 事業	簡易な 評価	元年度		
	整理番号	整理番号					事業費	人件費	総事業費
	553	559	嘱託員人件費	人事課		○	2,814,889	8,462	2,823,351
	554	560	パートタイマー人件費	人事課		○	1,933,238	8,113	1,941,351
	555	561	特別区債元金償還金	財政課		○	1,557,006	87	1,557,093
	556	562	特別区債利子支払	財政課		○	191,045	87	191,132
※	557	563	一時借入金利子支払	財政課		○	0	0	0
	558	564	起債事務	財政課		○	2,539	1,482	4,021
	559	565	特別区競馬組合分担金	総務課		○	0	87	87
※	560	566	小切手支払未済償還金	会計課		○	0	0	0
※	561	567	予備費充当	財政課		○	0	0	0
	562	568	国保職員人件費	人事課		○	314,328	5,005	319,333
	563	569	国保嘱託員人件費	人事課		○	6,310	590	6,900
28	564	570	国民健康保険一般事務	国保年金課			673,102	258,199	931,301
	565	571	国民健康保険運営協議会	国保年金課		○	416	2,615	3,031
	566	572	国民健康保険事業趣旨普及	国保年金課			2,171	1,482	3,653
	567	573	東京都国民健康保険団体連合会負担金	国保年金課		○	7,388	872	8,260
26	568	574	国民健康保険一般療養の給付	国保年金課		○	27,286,629	21,504	27,308,133
	569	575	国民健康保険退職療養の給付	国保年金課		○	20,559	697	21,256
	570	576	国民健康保険一般療養費の支給	国保年金課		○	465,028	7,323	472,351
	571	577	国民健康保険退職療養費の支給	国保年金課		○	481	697	1,178
	572	578	国民健康保険診療報酬審査・支払手数料	国保年金課		○	128,830	523	129,353
	573	579	国民健康保険一般高額療養費の支給	国保年金課		○	3,698,720	10,665	3,709,385
	574	580	国民健康保険退職高額療養費の支給	国保年金課		○	4,954	785	5,739
	575	581	一般被保険者高額介護合算療養費	国保年金課		○	6,861	2,615	9,476
	576	582	退職被保険者高額介護合算療養費	国保年金課		○	12	87	99
※	577	583	国民健康保険一般移送費の支給	国保年金課		○	0	0	0
※	578	584	国民健康保険退職移送費の支給	国保年金課		○	0	0	0
	579	585	出産育児一時金の支給	国保年金課		○	176,232	2,615	178,847
	580	586	出産育児一時金支払手数料	国保年金課		○	71	262	333
	581	587	葬祭費の支給	国保年金課		○	32,830	1,744	34,574
	582	588	結核・精神医療給付金の支給	国保年金課		○	42,271	872	43,143
	583	589	一般被保険者医療給付費分	国保年金課		○	13,242,680	959	13,243,639
	584	590	退職被保険者医療給付費分	国保年金課		○	8,400	262	8,662
	585	591	一般被保険者後期高齢者支援金等分	国保年金課		○	4,419,937	959	4,420,896
	586	592	退職被保険者後期高齢者支援金等分	国保年金課		○	2,883	262	3,145
	587	593	介護納付金分	国保年金課		○	1,615,468	959	1,616,427
	588	594	その他共同事業拠出金	国保年金課		○	5	87	92
	591	597	国民健康保険一般過誤納保険料の還付	国保年金課		○	110,338	4,010	114,348
	592	598	国民健康保険退職過誤納保険料の還付	国保年金課		○	315	872	1,187
	593	599	国民健康保険国庫支出金等返納金	国保年金課		○	266	87	353
※	594	600	国民健康保険小切手支払未済償還金	国保年金課		○	0	0	0
	595	601	国民健康保険一般療養給付費等還付金	国保年金課		○	675	87	762
	596		保険給付費等交付金償還金	国保年金課		○	278,581	174	278,755
※	597	602	国民健康保険一時借入金利子	国保年金課		○	0	0	0
※	598	603	国民健康保険延滞金	国保年金課		○	0	0	0
※	599	604	予備費	財政課		○	0	0	0
	600	605	公共用地先行取得等事業債利子支払	財政課		○	28,419	87	28,506
29	601	606	介護保険一般事務	介護保険課		○	120,524	23,626	144,150
29	602	607	介護認定審査会	介護保険課		○	63,695	89,969	153,664
29	603	608	介護認定調査	介護保険課		○	254,447	66,692	321,139
29	605	610	介護サービス費等の支給	介護保険課		○	34,059,136	13,417	34,072,553
29	606	611	介護予防サービス費等の支給	介護保険課		○	1,008,998	13,417	1,022,415
29	607	612	介護報酬審査支払手数料	介護保険課		○	41,729	872	42,601
29	608	613	特定入所者介護サービス費等の支給	介護保険課		○	627,423	24,903	652,326
29	609	614	高額介護サービス費等の支給	介護保険課		○	1,363,057	17,139	1,380,196
29	610	615	高額医療合算介護サービス等給付費	介護保険課		○	210,025	6,719	216,744
	611	616	介護保険給付費準備基金の積立	介護保険課		○	943,227	1,744	944,971
	623	629	過誤納介護保険料の還付	介護保険課		○	10,930	2,139	13,069
	624	630	介護保険事業会計国庫支出金等返還金	介護保険課		○	230,460	1,744	232,204
※	625	631	介護保険事業会計小切手支払未済償還金	介護保険課		○	0	0	0
※	626	632	介護保険事業会計一時借入金利子	介護保険課		○	0	0	0



網掛けは、平成29～元年度に外部評価を実施した事業及び簡易な評価(内部管理事務、維持管理事務等)

※は、総事業費0円の事業

単位:千円

外部評価 実施年度	元年度 整理番号	30年度 整理番号	事務事業名	担当課名	主要 事業	簡易な 評価	元年度		
							事業費	人件費	総事業費
※	627	633	介護保険事業会計延滞金	介護保険課		○	0	0	0
	628	634	一般会計繰出金	介護保険課		○	637,343	1,308	638,651
※	629	635	予備費	財政課		○	0	0	0
	630	636	後期高齢者医療一般事務	国保年金課			154,776	75,886	230,662
	631	637	葬祭費の支給	国保年金課		○	219,730	1,186	220,916
	632	638	広域連合分賦金	国保年金課		○	12,703,909	4,359	12,708,268
	634	640	保険料の還付	国保年金課		○	16,211	5,463	21,674
	635	641	諸収入返納金	国保年金課		○	0	87	87
	636	642	一般会計繰出金	国保年金課		○	136,725	87	136,812
※	637	643	予備費	財政課		○	0	0	0

※27年度に外部評価を実施した「公共施設予約システム等維持管理」「ごみ運搬の中継業務」は、施策体系の変更に伴い、「施策を構成する事務事業」へ移行

※28年度に外部評価を実施した「民生(児童)委員活動」は、施策体系の変更に伴い、「施策を構成する事務事業」へ移行

### 3 財団等経営評価(6団体)

団体名	実施年度				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団			○		
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団					
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会				○	
公益社団法人杉並区シルバー人材センター	○				
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク		○			
杉並区交流協会					